

ひーりんぐ

次代を見据え、手技療法ビジネスを応援する“新型”専門情報誌

マガジン

Healing Magazine

VOL.81

2023.10.25 発行

季刊：Autumn

第21巻第4号 通巻第81号

<http://www.e-shugi.jp>

最終号

ひーりんぐマガジン
web移行・カウントダウン

特別企画

第2弾

ひーりんぐマガジンの記事からみた 手技療法業界の20年 **その2**

～ 2013(平成25)年から2023(令和5)年～

2024年



ひーりんぐマガジンは
くWebひーりんぐマガジンくへ
移行します

特集

手技療法業界を法的背景から読む

徒手医学基礎講座 Vol.30

手技療法業界にファクトチェックは可能か?

荻窪リハビリスタジオ 水谷 哲也・アシスタント 岩間 絢子/桑島 悠輔

「経営労務相談室」

サバイバル時代の店舗運営・完全マニュアル

vol.13

「社会保険と労働保険」

治療院に強い社会保険労務士事務所 シンクタンク岡事務所 代表 岡 久



癒しの技術を学びませんか？
メニューの開発、導入にすぐに役立つ

習得した技術を、そのままサロンの新メニューに活かします。



1 Day Course

ワンデーコース

1日完結講座

監修・講師
境 瑠美
さかい るみ

アロマセラピー講師

接客マナー講師(ボディバランスアカデミー事務局長)

英国IFA認定国際アロマセラピスト

ホリスティック・アロマセラピー卒業(ロンドン)

リフレクソジスト、タラソセラピスト、

カラーセラピスト、ストーンセラピスト



メディックスボディバランスアカデミーから資格認定証が授与されます。

・小顔リンパドレナージュ_エステ	11月17日(金)	13:00~18:00	受講料22,000円(一般)、21,000円(メディックス会員)	○
・ハンドリフレクソロジー	11月20日(月)	14:00~18:00	受講料17,000円(一般)、16,000円(メディックス会員)	
・ステップアップ整体【経験者向け】	11月22日(水)	11:00~18:00	受講料21,000円(一般)、20,000円(メディックス会員)	
・肩甲骨はがし整体	11月24日(金)	14:00~18:00	受講料21,000円(一般)、20,000円(メディックス会員)	
・スウェディッシュ_ボディトリートメント	12月 4日(月)	11:00~18:00	受講料31,000円(一般)、30,000円(メディックス会員)	○
・リフレクソロジー【足裏ふくらはぎ】	12月 5日(火)	11:00~18:00	受講料27,000円(一般)、26,000円(メディックス会員)	
・腸整体デトックスセラピー	12月 6日(水)	14:00~18:00	受講料19,000円(一般)、18,000円(メディックス会員)	
・痩身エステ【スリミングテクニック】	12月 7日(木)	11:00~18:00	受講料31,000円(一般)、30,000円(メディックス会員)	○
・骨盤・肩のコンディションアップ整体	12月 8日(金)	13:00~18:00	受講料20,000円(一般)、19,000円(メディックス会員)	
・リンパドレナージュ【ボディ】	12月11日(月)	11:00~18:00	受講料30,000円(一般)、29,000円(メディックス会員)	○
・東洋式足裏反射区療法リフレ	12月12日(火)	11:00~18:00	受講料27,000円(一般)、26,000円(メディックス会員)	
・整顔セラピー【お顔の整体】	12月14日(木)	13:00~18:00	受講料22,000円(一般)、21,000円(メディックス会員)	
・フェイシャル美肌エステ	12月15日(金)	11:00~18:30	受講料33,000円(一般)、32,000円(メディックス会員)	○
・腸アロマセラピートリートメント	12月18日(月)	11:00~14:30	受講料19,000円(一般)、18,000円(メディックス会員)	○
・ボディバランス セルフ整体法	12月18日(月)	13:00~18:00	受講料13,000円(一般)、12,000円(メディックス会員)	
・アロマボディトリートメント	12月19日(火)	11:00~18:00	受講料30,000円(一般)、29,000円(メディックス会員)	○
・ヘッドトリートメント【座位イス篇】	12月19日(火)	14:00~18:00	受講料18,000円(一般)、17,000円(メディックス会員)	○
・睡眠セラピー極眠ボディオイルケア	12月20日(水)	11:00~18:00	受講料30,000円(一般)、29,000円(メディックス会員)	○
・ヘッドトリートメント【ベッド篇】	12月21日(木)	14:00~18:00	受講料18,000円(一般)、17,000円(メディックス会員)	○
・整体もみほぐし【施術ベッド篇】	12月22日(金)	11:00~18:00	受講料28,000円(一般)、27,000円(メディックス会員)	

※ 休講や延期となる場合がございます。当校ホームページなどにて最新情報をご確認くださいませうございます。

※ ○印は女性限定講座となっております。

他にも多種多彩な1日講座を毎月開催

1日完結なので
目的に合わせて
1教科から選んで
参加できます！

ご予約先

メディックスボディバランスアカデミー事務局 担当：飯野・境 お気軽にお問い合わせ下さい。

ホームページ：https://www.mdx-edu.com/ TEL:03-3255-0772 e-mail:mdxbba@mdx-grp.co.jp

東京都千代田区神田淡路町 1-1-1 KA111 ビル 3F (都営新宿線 / 小川町 東京メトロ丸の内線 / 淡路町駅 A5 出口徒歩1分)



講座情報は
こちら



「ひーりんぐマガジン」は、『治療院・手技療法家に新しい光を送り届ける“新型”専門情報誌』として、2003年10月創刊以来、全国の接骨院・鍼灸院・マッサージ院・整体院・リラクゼーション系サロンに向け、業界ビジネスに特化した新鮮な情報をお届けしてまいりました。すべての手技療法家を応援する姿勢はこれからも決して変わることはありません。

ひーりんぐマガジンの記事からみた 手技療法業界の20年 **その2**

～ 2013(平成25)年から2023(令和5)年～

4

連載・岩崎 由純の「読む癒し」(第52回) 「承認の喜び」 8

連載・朝倉 千恵子「人材を人財に変える教育術」(第47回) 10

徒手医学基礎講座 Vol.30 手技療法業界にファクトチェックは可能か? 12
荻窪リハビリスタジオ 水谷 哲也・アシスタント 岩間絢子/桑島悠輔

連載・花谷 博幸「勝ち組治療院のツボ」(VOL.76) 15

「鍼灸」はなぜ「効果」があるのか? 琉球治療院 関 忠雄 16
第10回 鍼灸界の未来



特集 手技療法業界を
法的背景から読む 20

INDUSTRY NEWS あはきと柔整の療養費検討専門委員会
議題は「オンライン資格確認について」 23

連載・療養 太郎「続・療養費の請求と支給」(第59回) 24

編集部イチ押し 「あなたの院で **あしふみ健幸ライフ** を販売してみませんか?
これは理にかなっている!! 26
ひーりんぐマガジンご愛読の先生はおわかりのはずです!



「経営労務相談室」 vol.13
サバイバル時代の店舗運営・完全マニュアル 28
「社会保険と労働保険」 治療院に強い社会保険労務士事務所 シンクタンク岡事務所 代表 岡 久

「訪問マッサージの現状」
訪問マッサージ集客の極意 ③「営業の種類」 30
SELPFUL JAPAN(セルフフルジャパン)合同会社 代表/CEO 社会福祉士 塚本 洋介

バックナンバーのご紹介 / 読者アンケート&プレゼント 34

告知 2024年ひーりんぐマガジンは「Webひーりんぐマガジン」に移行します 表Ⅲ

【広告掲載ページ】	●メディックス ボディバランスアカデミー	表Ⅱ
	●一般社団法人日本動体療法協会	7
	●日本手技療法協会・整体師会	11
	●メディックス計算センター	18
	●PCC-コミュニティ	22
	●シンクタンク岡事務所	25
	●一般社団法人TTC	27
	●株式会社アップシステム	32
	●一般社団法人日本治療協会	表Ⅳ



ひーりんぐマガジンの記事からみた 手技療法業界の20年 **その2**

～2013(平成25)年から2023(令和5)年～

ひーりんぐマガジンは創刊から20年が経過した。当時の治療院は手作り湿布の臭いが漂い、ベッド間の空間もなく雑然とした状態の院内がほとんどだった。院長やオーナーには経営という概念はほぼなく、運営さえしていればそれなりに院を維持できる状態が続いていた。本誌発行から9年目の2012(平成24)年10月、厚生労働省社会保障審議会に2つの委員会が設置された。「柔道整復療養費検討専門委員会」と「あん摩マッサージ指圧、はりきゅう療養費検討専門委員会」である。検討専門委員会による制度変更などで、この11年間に手技療法業界は大きく様変わりし、院長やオーナーの意識も大きく変化した。

業界が大きな変化を開始した2013(平成25)年、ひーりんぐマガジンは創刊10周年を機に40号から表紙デザインから内容まで大幅なリニューアルを実施した。本誌40号から現在までの10年間で話題となった記事などを追う。

2013(平成25)年
40号～
本誌大幅リニューアル

スペシャルインタビュー

2013年の本誌40号からのリニューアルで大きく読者の目を引いたのは表紙の変化はもちろんだが、巻頭特集として著名アスリートなどに、その人の「人となり」や「治療家との関係」などを聞くスペシャルインタビューを組んだことだ。パレーボール元全日本代表選手益子直美氏を筆頭

ヒーリングマガジン
web移行・カウントダウン
特別企画
第2弾

リニューアルで改めて治療院経営者に問いかける保存版と称した特集「いまさら聞けない治療院の常識」も

いまさら聞けない治療院の常識



スペシャルインタビュー
最後の登場者清水宏保氏(54号)

に、パラリンピック金メダリスト土田和歌子氏、女子マラソンメダリスト有森裕子氏、競泳の伊藤華英氏、シンクロナイズドスイミング(アーティスティックスイミング)小谷実可子氏らの女性アスリートにインタビューした。男性アスリートでは元サッカー日本代表福西崇史氏、プロBMXライダー池田貴宏氏、プロレスラーの蝶野正洋氏、競泳でアテネオリンピック代表森隆弘氏などだ。スペシャルインタビューのトリをつとめたのはスピードスケート金メダリスト清水宏保氏だった。この巻頭特集は54号まで4年間続き、のべ15人のアスリートやコーチなどスポーツと関係が深い人たちが登場した。

大きな反響があった。日々の忙しい治療業務を続けているうちに、ポロポロと頭から消えていく治療院に関する基礎知識。また、本来の意味とは全く別の意味で捉えている用語。特集の前文では、日常的に何気なく使う用語の意味を正確に把握していないことや完全に忘れ去るケースも意外と多い。後から何種類かの本を読んで勉強しても煩雑で分かりにくいことも多く、誰かに聞くにしても「院長の立場ではスタッフにどうも聞きづらい」「院長仲間にすら、こんな質問して恥ずかしいのでは」などと疑問を抱えたままの先生も多数いる。「聞くは一時(いつとき)の恥、聞かぬは一生の恥」ということわざは知っていても、自分の置かれている立場によっては、いまさら聞くことができないときもある」と注意喚起の上で1年半にわたり特集を組んだ。

- 取り上げたテーマは次の通り。
- 40号「健康保険と受領委任」
- 41号「柔道整復」
- 42号「国家資格と民間資格」
- 43号「広告規制」
- 44号「往療料」
- 45号「施術所開設届」

「健康保険と受領委任」では、保険分類上の職域保険、地域保険、年齢保険

の紹介とそれらに属する保険の種類や加入者数、特徴を、受領委任は導入経緯や内容を解説した。「柔道整復」では柔道整復(柔整)師の歴史、柔整師の国家試験の科目紹介、保険業務範囲、さらに未来予測も行った。「国家資格と民間資格」では国家資格者を持つ施術者と医師との違い、民間資格を認めた経緯などを解説した。他の特集でも基本から解説し複雑で分かりにくい部分もできるだけ分かりやすく説いた。

新型コロナウイルスによる影響

この10年間で世界的に大きな影響を及ぼし、手技療法業界も大きな打撃を受けたのが新型コロナウイルスによる感染症だ。現在は位置付けが2類感染症から季節性インフルエンザや梅毒などと同じ5類感染症となり、地方自治体は就業制限や入院勧告の措置がとれなくなり医療費は一部で自



「新型コロナウイルスと予防法」記事(67号)

己負担が発生するようになった。2類のときは医療機関や保健所が患者の全数を国に報告しその患者数が毎日公表されていた。当時は新型コロナウイルス感染者の急増に驚き、その数で一喜一憂していたが、5類となり「全数把握」ではなく定期的に報告を求める「定点把握」に変更され、週一回の公表となり人々の関心も薄れかけている。空港などの水際対策なども緩和され、新たな変異株が日本に入ってきているためか、昨今は日本各地で患者数が増加傾向にある。

ひーりんぐマガジンでは新型コロナウイルス感染症の関連特集を6回にわたり組んだ。

67号「新型コロナウイルスと予防法」

68号「緊急アンケート「新型コロナウイルス感染症の影響と行動」

70号「乗り越えろ！ 新型コロナウイルス」

71号「接種する？ しない？ 新型コロナウイルス ワクチン」

72号「歯科医院に学ぶ新型コロナウイルス感染症対策」

73号「新型コロナウイルス変異株とその対策」

関連特集では新型コロナウイルスの特徴や感染対策、予防法などあらゆる面を紹介した。2020（令和2）年

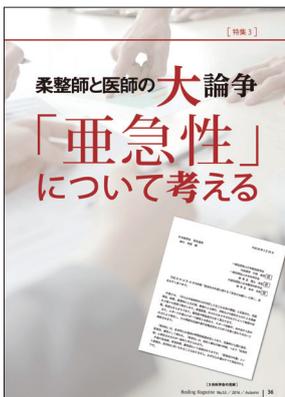
7月発行の68号では治療家へ緊急アンケートを行い、国家資格者の院と民間資格者の院の合計86院から寄せられた生の声を掲載した。「患者（来院者）数の変化」についての問いでは患者の減少した院が89%に上った。「患者（来院者）への対策要請など」では手指消毒35.3%、マスク着用30.9%、続いて検温だった。「院側の対策」は患者への要請同様、手指消毒、マスク着用がそれぞれ32.9%で、出勤時検温と続いた。「感染拡大の可能性」についての質問では第2波、第3波の可能性を聞いた。「間違いなく来る」「たぶん来る」を合わせると88.1%に上った。新型コロナウイルスはひーりんぐマガジンにもいろいろ影響を及ぼした。一番大きかったのは取材に行くことが難しくなり、インタビュー記事や各種の取材記事が少なくなったことで誌面内の変化が付けにくくなったことだ。

2つの検討専門委員会と検討会

「柔道整復療養費検討専門委員会」「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費検討専門委員会」は、新型コロナウイルス感染症が流行してからは一般傍聴者の入場を止め、報道関係者のみに制限。また形式も感染症流行後からウエ

ブと対面のハイブリッドとなった。長らく開催されなかった「あはき師・柔整師の広告に関する検討会」は3年3カ月ぶりに今年2月に再開された。2つの検討専門委員会や検討会における内容などについてはその都度本誌は詳細を伝えてきた。国家資格者については領収証の発行義務化から、療養費支給申請書の統一、施術管理者の研修制度、実務経験制度の実施、あはき師における受領委任制度導入などの制度変更で多くの変化があったが、実際に体験している施術者も多くここでは省略する。

検討専門委員会に参加する有識者と施術者間で大論争となり一番対立したのが「亜急性外傷」の「亜急性」という文言だ。厚生労働省は2016（平成28）年7月7日に開いた第7回「柔道整復療養費検討専門委員会」で、柔道整復療養費の支給基準で定めている「亜急性」という表現を見直すことを提案した。柔整師にとってこの用語は



「亜急性」記事（53号）

教科書にも載るあたりまえに使われる用語だが、厚生労働省はことあるごとに有識者（医師）と施術者間で論争の種になっているため見直したいという思惑があった。

医師からみた「亜急性」とは、医学的には傷病の時間的経過を指しており、受傷時から順に急性、亜急性、慢性として使われ、「亜急性」は、急性と慢性の間の時期、つまり「亜急性期」と表記されるのが一般的。柔整師の「亜急性の外傷」という表現は医学的に用いられることはありません。したがって、これは療養費の支給対象にはなりません」と主張した。一方、柔整師の「亜急性」は柔整の教科書、『柔道整復学・理論編』（南江堂、2009年）によると、損傷時の力は「急性」と「亜急性」に分類できる。「急性」とは原因と結果の間にはっきりとした直接的関係が存在するもので瞬発的な力によって発生する。「亜急性」は回復あるいは持続される力によって、はっきりとした原因が自覚できないにもかかわらず損傷が発生する」とある。柔整師は、「この損傷には、臨床症状が突然発生するものと、徐々に出現してくるものがあり、亜急性損傷は、以下に示すような分類がなされる。（1）使いすぎ、（2）使い方の間違い、（3）不使用

ひーりんぐマガジン
web移行・カウントダウン

特別企画

第2弾

後の急な負荷、と主張し療養費の支給対象だ」としていた。

結果は2016

(平成28)年11月2

日の第8回「柔道

整復療養費検討専

門委員会」で厚生労働省は「亜急性」の

文言を見直す。①文言の見直しにより

支給対象の範囲に変更がないこと、②

負傷原因として「亜急性や急性に準じ

る外傷」のような抽象的なものを認め

ず、いつ、どこで、どうして負傷したか

施術録に記載すること、と提案。翌29

年度から実施するとしてほぼ終息し

た。

柔整師や柔整関係者が2人以上集

まると「亜急性」の話題が必ず取り上



2016年11月 第8回「柔道整復療養費検討専門委員会」

げられるといえるほど、柔整師にとつて根底を覆す大きな話題となった。

患者さんから見た治療院

2015(平成27)年1月発行の46号で掲載した患者同士の対談「患者さんから見た治療院」が好評を博した。出席者は30歳代前半、40歳代後半、50歳代後半の女性3人と40歳代半ばの男性1人。治療院への通院は年数回から月10回程度という人まで多種多彩、司会は編集長の佐藤吉隆。口さがない年代から患者目線で見た治療院への思いや意見を自由に語っていた。どうという企画だった。この特集では、「余程のことがなければ聞けない治療院、治療家に対する本音が聞けた」とひーりんぐマガジンが毎号とついでいるアンケートに多数記載をいただいた。

◆ ◆ ◆
20年間にわたるひーりんぐマガジンの特集や取材、インタビューなどの記事や諸先生によるコラムは合わせると膨大な量になる。来年からのwebひーりんぐマガジンではこれらの過去の記事をアーカイブとしてデータ保存し、閲覧者に提供する予定だ。

動体療法 結果が出せる！差別化ができる！！
超実践！！症状別オンライン講座

繁盛院の実例公開！！まずは無料説明会にご参加ください。

先着20名様限定！！
あなたの欲しい動画をプレゼント！！

- ①首の回旋制限を一発改善する動画
- ②ギックリ腰を一発で改善する動画
- ③肩が上がらない人を一発で改善する動画



柔道整復師 山口健司郎

腰が痛くて動けない父に動体療法の施術をしたらその日に米俵をかかえてビックリ！！今はどんな症状がきても怖くないです。



ドイツ医療マッサージ師 佐々木英人

習った翌日に本当に結果を出せる技術にとっても感激致しました。それ以来私は完全に動体療法の虜になりました。



パーソナルトレーナー 佐藤雅信

大島先生との出会いから、早いもので19年が経ち、今では山形市内に2店舗を設けて、スタッフを8名配するまでになる事ができました。

オンライン講座カリキュラム

① 検査方法・腰部	腰痛症の検査、仙骨リリース、胸腰椎リリース、捻転痛解消坐骨神経痛、ロブスターテクニックなど
② 首・肩・四肢	首の回旋、前屈、伸展、傾斜、回転時の首痛解消テクニック寝違え、五十肩、捻挫、四肢調整など

無料説明会
申し込みQR



一般社団法人
日本動体療法協会

お問い合わせ ki@doutai.com TEL:090-7209-3639

協賛 NPO法人日本手技療法協会 <https://www.doutai.com/>

『承認の喜び』

ある脳科学の先生に講演終了後、「岩崎さんは『人を怒らな

いでください。ちゃんと叱ってください』と講演でおっしゃいましたが、脳科学的には同じなんですよ」と言われ、「え、どういことですか？」と伺いました。どうやら怒られたとしても叱られたとしても、脳の中の状態をfMRIや脳波計などで観察すると同じような反応をするのだそうです。だから「怒る」も「叱る」も同じだと考えておられるようですが、自分は逆に確信しました。だからこそやっぱり悪いことをしたり、ずるしたり、やんちゃしたら、心を込めて叱ることにします。

実際にスポーツの世界に一生を捧げるような人生を送っている、いろいろな場面に遭遇します。選手たちがものすごい勢いで理不尽な理由で怒られる姿も見ましたし、理路整然と叱られる現場に居合わせたこともあります。そのどちらも脳は同じように反応しているのだとしたら、叱るのをやめるのではなく、ちゃんと叱ることが大事だと本気で思いました。あのとき脳科学の先生は、「怒ったり叱ったりしないで指導する方法を模索中」とおっしゃっていました。自分はいずれ、そのことを考え続けた上でやっぱり「本気でカラッと短く叱る！」という先人たちの考え方は素晴らしいと思いはじ

めました。

道元禅師は叱るときには「活人剣をふるえ」とおっしゃったようです。人を活かすために叱る。そもそも叱る目的は間違いを正し改善するため。それによって成長を促し、やる気やその気を引き出すためです。怒り狂って罵詈雑言を浴びせ、意欲を消し去り潰してしまつては本末転倒です。選手たちは怒られたときはそのときの嫌な感情だけを覚えており、ちゃんと叱られたときは自分のやらかしたことを深く反省し、本気で向かい合ってもらえたことに感謝しています。もしも脳の反応が同じなら、たとえ過ちを犯しても寄り添い、支え、共に改善の道を歩んでくれた親や指導者の言動と行動が記憶に残る「叱られる」方を選びたいものです。

以前に教育心理学のピグマリオン効果をご紹介しました。別名「教師期待効果」と呼ばれ、指導する側の先生が、「この子は伸びる」という期待を持って教えると、そのプラスの期待に応えて実際に成績などが伸びるといふものです。それに対して「この子はダメだ。伸びない！」とネガティブな感情を抱きながら生徒に対して低い期待度で接すると、その期待通りに生徒の成績が下がることをゴールレム効果といいます。これは

岩崎由純

1959年山口県出身。米国シラキューズ大学、大学院に留学し、NATA認定アスレティックトレーナーの資格取得。留学時からペップトーク（チームをまとめて勝利に導く会話法のひとつ）に興味を持つ。

「NECレッドロケッツ」でトレーナーとして23年間活躍。現在は主にペップトークの普及活動を行いながら、ストレッチボールやテーピングなどの指導もしている。



教育の現場だけでなく、しつけや部下の指導の際にも当てるまるのではないのでしょうか？ 目の前にいる人の存在を受け入れ良くなると「信じる心」は、叱責をしなければならない状況でも同じだと考えられます。

人は、存在を否認されたときが一番ショックだといわれています。「あなたなんか要らない！」「代わりの選手はいくらでもいる！」「君じゃなくても誰でもいい！」など、存在を否認されると非常に悲しい気持ちになり生きる意欲さえなくしてしまいかねません。それに対して必要とされたとき、認められたとき、褒められたとき、喜んでもらえたとき、脳内は明るい光に満ち溢れているはずですよ。

WBC決勝戦の2023年3月！ 日本代表のスタメン発表のとき、それまで幾度となく難局を乗り越えてきた選手たちを信じた栗山英樹監督。今まで不調だった村上宗隆選手を信じ続けたことで準決勝も奇跡の逆転劇があり、辿り着いた大舞台直前のロケールーム。当然、みんなから絶大な信頼を勝ち取っていた栗山監督のペップトークに、以下のような言葉が含まれていました。

「ジャパンのこのチームを作るときに……、メジャーのすごい選手が出てくる想定でそれをやつた強い思いがあつて……みんなに来てもらいました」。これを聞いた選手はどう思ったでしょう？ 対戦相手はアメリカです。大谷翔平選手も語っていましたが、相手は誰もが知っているようなメジャーリーガーばかりが名を連ねるオールスター軍団。それに立ち向かうために来てもらったのが、ここにいるみんなだ

と言われたら、選手たちはどんな気持ちになるでしょう？

「最初から、そのつもりでここにいるメンバーを選んだんだ！」と言われたら、もうやるしかないでしょう！ これはまさに究極の存在承認！ 脳内の興奮度メーターはマックスになつていたかもしれません。栗山監督は続けて「展開によつては……ピッチャーも投げられる人は早目に作ってください！ 野手も展開によつてはどんどん全員出してもらおう準備になるので……みんなで何がなんでも勝ちにいきましょう。世界一になります」と宣言します。スタメン発表前のペップトークですが、全員で戦おうという決意表明です。そして全ての選手がそれをしっかりキャッチしたのです。

栗山監督は運命を共にした選手たちに何度となく感謝の言葉をかけていました。「ありがとう」は究極の承認ワードといわれています。「本当にありがとう。魂や勇気や努力が多くの人に野球の面白さを伝えてもらつてます。ただこの試合を一日でも長く続けていくことによつて、もつともつとみんなが頑張ったことと野球のすごさを伝えられる。何がなんでも最後までいきましょう！」そしてその裏でこんなことを言っています。「野球つて勝ち負けだと思つていて……、勝ち負け以上の価値観も持つていたんですけど、こんなに勝ちたいと思つたことは生涯のうちでもありません！」その強い思いと選手に対する信じる心が、言の葉を受け止める選手たちには世界一の存在承認になつていたのかも知れませんね。栗山監督の「信じる心」を全ての選手がキャッチしていたのでしう。

「ありがとう」は究極の承認ワード

岩崎由純オフィシャルWEB：<https://www.trainers-s.jp>

人材を人財に変える教育術

第47回 今の時代だからこそ見直したい 「厳しさの条件」



朝倉千恵子 Chieko Asakura

株式会社新規開拓 代表取締役社長
小学校教員を経て社員教育研究所に入社。
営業経験ゼロながら入社3年後には社員数230人超、
年間売上高23億円の企業で単独1億円を達成しトップ
セールス賞を受賞。
2004年に株式会社新規開拓を設立。
自らの経験を生かした研修、講演は多くの企業から支持
され、そのリピート率は9割以上で現在も講師として全
国を飛び回る。また、働く女性の応援団長として自社に
て「トップセールスレディ育成塾」を主宰し18年を迎
えた。その卒業生は2700人を超える。

厳しさの5つの条件

こんにちは、朝倉千恵子です。
11年にわたり「ひーりんぐマガ
ジン」に掲載させていただきまし
た『人材を人財に変える教育術』
は、いよいよ本稿をもって最終回
となりました。これまでご愛読い
ただき誠にありがとうございます。
した。

最終回を迎えるにあたり、皆さ
まに一番伝えたいメッセージは
何だろうと考え、今回は「厳しさ
の条件」というテーマを選びまし
た。パワハラやセクハラの問題が
取り沙汰されやすく、上司と部下
との関係が希薄になりがちな今
の時代だからこそ、改めて本質に
立ち返り、リーダーとして求めら
れていることは何かを見つめ直
すきっかけにさせていただければ
幸いです。

私が代表を務める株式会社新
規開拓では、さまざまな企業の人
材育成を担当させていただいて
おります。私どもの研修では受講
生に対してかなり厳しい姿勢で
接します。4月に入社したばかり
の新入社員向け研修でも同様で
す。「厳しい研修をすると、今時は
社員がすぐに辞めてしまうので
は？」と不安がられる人事担当者
の方も少なくありませんが、実は
真逆です。研修で優しくしてしま
うと、現場に出て厳しい現実を目
の当たりにしたときに耐えるこ
とができないのです。そこで私た
ちは研修を「修羅場の疑似体験」
とすべく、あえて厳しい姿勢で接
しています。

多くの管理者が厳しくあるべき ポイントを間違っている

厳しいというと、よくある誤解が
あります。それは、何も教えていない
社員を、いきなり現場に放り出すこ
とです。「さあ、行ってこい！」と突き
放し、できなければ怒鳴り散らす。そ
れを「厳しい指導」と勘違いしてい
る人が少なからずいます。それは、指
導ではなく放置です。小さなミスは
放置するとやがて必ず大きなミス
につながります。だからこそ、日ごと
から細かく小さなミスや手抜きを指
摘することに意味があるのですが、
放置タイプの上司は、小さなミスを
見逃して、大きなミスが発生したと
きに怒鳴り散らします。本来は逆で
あるべきです。日ごろから厳しく、小
さなミスを容認せず、大きなミスが
発生したときには、上司が責任をと
ればいいのです。
日ごろからの接し方で、部下の認
識は大きく変わっていきます。

誤解を生まないように補足を
させていただきます。それは「厳しさ」
と「怖さ」は異なるということ。
また、厳しいのはあくまで仕事に
対してです。小さなミスを見逃さ
ず、甘えを許さず、求める品質ま
で仕事を高めるための厳しさで
あって、決して部下や研修の受講
生を感情的に怒鳴りつけたり、人
間性を否定して精神的に追い詰
めたり、ましてや暴力を振るった
りすることではありません。そう
した言動は「指導」ではなく、ただ
のパワハラであり、いきすぎれば
どう喝や暴行にあたる行為です。
私は以前の会社の経営トップ
に教えていただいた「厳しさの条
件」を今も大切に守っています。

〈厳しさの条件〉

1. 私心がないこと
2. 見逃さないこと
3. 具体的であること
4. 率直であること
5. 本質をつくること

この5つの条件を守ることで、
部下や受講生にとっても納得度
の高い指導が可能となります。



日本手技療法協会・整体師会 認定指導員募集

整体師養成講座の 指導員に なってください。



営業時間外の有効利用でビジネスチャンス！

ご提案
メリット
その1

店の空いた時間を有効活用 **講師として収入を得る**

店舗経営はそのまま継続し、時間外など空いた時間を利用して先生が長年培ってきた技術を講師として指導に活かし、店舗経営以外の収入として得るチャンスです。

ご提案
メリット
その2

学び舎として地域の信頼獲得 **他店との差別化を図る**

多くのお弟子さんに健康の輪を広げる「学び舎」として地域からの信頼を得られ他店との差別化を図るチャンスです。

さらに

収入を得ながらご自身の手で指導した優秀な受講生をスタッフとして採用されている指導員も多くいらっしゃいます。

ご提案
メリット
その3

教材は20年間以上研究した **実践的テキスト**

教材、カリキュラムが用意され、受講生の募集、講座の料金設定方法などのノウハウも提供。小規模な院でも小規模な養成講座からスタートしたい院でも容易に開講が可能です。

手技療法家を育てて下さい

収入を得ながらご自身の手で指導した受講生をスタッフとして採用できるチャンスと、空いた時間を利用して技術を講師として指導に活かし収入を得る2つの目的を同時に達成できる非常にリスクの低いビジネスとなっております。整体師の指導者となりお弟子さんを取り、手技療法家を志す多くの方のために、ぜひお力をお貸し下さい。

日本手技療法協会・整体師会は、バランス整体の普及を通じ、健康社会への貢献を目的としています。整体の技能や知識を日常生活に活かすためのプログラム、さらに、整体のプロフェッショナルとして開業を目指す方のための教育プログラムを研究・実践し、全国に数多くの優秀な卒業生を送り出しています。



詳しくはコチラ！

日本手技療法協会・整体師会

<http://www.e-shugi.jp/seitaishikai/>

神田事務所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-1-1 KA111ビル

TEL:03-3255-0774

Japan Therapist Association



Vol.30 手技療法業界に ファクトチェックは 可能か？

荻窪リハビリスタジオ
水谷 哲也

水谷哲也 | PROFILE
 ・柔道整復師
 ・日本臨床徒手医学協会理事
 ・日本ドイツ徒手医学会 / 認定マニュアルセラピスト
 ・日本クラシカルオステオパシー協会 / 認定会員('07~'10)
 ・メディックスボディバランスアカデミー講師
 ・NPO法人日本手技療法協会指導員
 現在は荻窪リハビリスタジオにて脊柱疾患を専門に急性期、慢性疼痛の治療、オーダーメイドの運動療法や各種セラピスト向けの勉強会を随時開催している。

アシスタント
岩間 絢子
桑島 悠輔

ひーりんぐマガジンをご購読の先生方、こんにちは！ 前回は脳卒中の患者に対する注意点をいくつか挙げてみました。マッサージや電気のためのニーズも確かにあるので患者さんがどれくらい頑張りたいか？ で治療計画は変わっていきます。何度もお伝えしてきましたように問診で患者や家族のニーズを読み取るのはとても大切なことです。

今回は最終回ということでこの記事を読んでいる先生方が、これから勉強していく上でとても大切なことをお伝えしていきたいと思います。ファクトチェックという単語がTVや週刊誌に出始めたのは新型コロナが流行りだした頃でした。Wikipediaによると【情報の正確性・妥当性を検証する行為。事実検証または事実確認とも呼ばれる】と記載されています。マサチューセッツ工科大学がTwitter(現X)でフェイクニュースの拡散に関する研究をしたところ、《事実が伝播するのは1000人程度であるのに比べ、ウソは多いときは10万人まで拡散する。拡散力において100倍、拡散速度は20倍》という結果が出たそうです。このような時代に正しい情報を受け取り、ブレずに勉強しているひーりんぐマガジンご購読の先生方は、本当にすごいと思います。

手技療法業界という曖昧な業界なので完璧ではありませんが、私が臨床で25年、ひーりんぐマガジンの執筆に関わって約10年、守ってきたルールをお伝えしますので皆様の参考になれば幸いです。

①「RCT(無作為化比較試験またはランダム化比較試験)は腰痛研究に役立たない」

少し前にSNSで投稿している質問が来たので説明していきます。『スパイナル・コントロール』の中でStuart McGill氏が言った言葉です。これはさまざまな論文を読んでいくと気づくのですが、論文には(n=〇〇)という専門用語が出てきます。nは一般的にはサンプル数を表します。ここで「あー、分母が多くて信頼できそうだな……」と思ってしまいそうですが、実は除外事項が多く記載されています。例えば急性の椎間板ヘルニアに関する研究論文で「ただし、腰痛歴(初発)がなく、片側の人、などの除外事項がたくさんあります。腰部脊柱管狭窄症は以前の号でお話しましたが、明確な診断基準(表1)が表記されているのでそれ以外は除外されます。

ここで問題があります。私たちが臨床で診る患者で脊柱管狭窄症やヘルニア、変性すべり症で診断基準に合致した症例には出会えないことです。腰部屈曲痛が主訴だけど伸展も痛い。病院でMRI検査をして脊柱管狭窄を指摘されたけど間欠性跛行はなくSLRが痛い……。論文の対象となった他の要因を除外した純粋な狭窄症やヘルニアはほとんど見かけないことから、RCTの結果を鵜呑みにはできないことが分かります。

②「当院はエビデンスに基づいた治療をしています」のウソ

講習会や過去の経験、職場での考え方に対し認知バイアスにかかってしまった経営者はGoogleやYouTubeのアルゴリズムと同じで、自分の味方になる情報以外をシャットアウトしてしまいます。YouTubeでは右側のおすすめ欄が自分の意見に合った内容の動画だらけになります。

私たちは反対意見の論文も目を通し、臨床で出会う患者と照らし合わせて治療計画を立てなければなりません。

表 1 腰部脊柱管狭窄症診断サポートツール(2011)

評価項目		判定(スコア)	
病歴	年齢	60歳未満(0)	
		60~70歳(1)	
		71歳以上(2)	
問診	糖尿病の既往	あり(0)	なし(1)
	間欠性跛行	あり(3)	なし(0)
	立位で下肢症状が悪化	あり(2)	なし(0)
身体所見	前屈で下肢症状が軽快	あり(3)	なし(0)
	前屈による症状出現	あり(-1)	なし(0)
	後屈による症状出現	あり(1)	なし(0)
	ABI 0.9	以上(3)	未満(0)
	ATR低下・消失	あり(1)	正常(0)
	SLRテスト	陽性(-2)	陰性(0)

反対論文の例：妊婦の腰痛・リラキシン濃度と疼痛の関連性

図 1 検索結果



このように反対意見の論文も存在するので目を通すことが大切です。特に人にものを伝える講師の人は下調べで論文の背景、解剖学的裏付けなどを頭に入れておかないと恥をかくこととなります。逆にこれから勉強したい先生方は講師に嫌われるくらい質問しまくった方が良いでしょう。

PPGP (Pregnancy Pelvic Girdle Pain: 妊娠に起因する骨盤帯痛) の解剖学的背景も参考程度にご紹介します。

妊娠と出産時、ホルモン変化による骨盤靭帯弛緩は妊娠10から12週目から始まる

- Heckman JD, J Bone J Surg, 1994, 76(11):1720-1730
- Petersen LK, Acta Obstet Gynecol Scand, 1995, 74(4):251-256

ペプチドホルモンは哺乳類でコラーゲンの再構築に関与

- Hisaw FL, Proc Exp Biol Med, 1926, 23(0):661-663
- Samuel CS, Endocrinology, 1996, 137(9):3884-3890
- Unemori EN, J Biol Chem, 1990, 265(18):10681-10685

黄体と胎盤分泌ホルモンは妊娠初期(三カ月)に有意に増加して妊娠後期まで維持。出産後、数日で血清学的に観察されない

- Bell RJ, Obstet Gynecol, 1987, 69(4):585-589

リラキシンは骨盤弛緩を増加、コラーゲン構造の変化により恥骨結合離開の素因

- Owens K, Matern Med Rev 2002, 13(2):141-155

結論

◎ 同じ疾患名でも病態はさまざまあるので必ずしもモデルケース通りに治療が進むとはいえない。

◎ 熱狂的な手技療法団体の信者は認知バイアスにかかってしまうので、幅広く勉強し広い視野を持つ。

◎ (参考) 論文にはエビデンスレベルがあり、オックスフォード大学が提唱した以下6つのレベルに分けられます。論文にはabstractの中にどのような規模でデータを取ったのか必ず記載があります。

レベル1 システマティックレビュー/メタ解析

レベル2 1つ以上のランダム化比較試験による

レベル3 非ランダム化比較試験による

レベル4 分析疫学的研究[コホート研究や症例対照研究]による

レベル5 記述研究[症例報告やケース・シリーズ]による

レベル6 患者データに基づかない、専門委員会や専門家個人の意見

どんな優秀な論文も現場次第で意味のない研究になってしまいます。何度も言いますが広い視野を持っているいろいろな分野の勉強をしていくと将来役に立つと思います。

◎解剖学や生理学は手技療法のように流行り廃りはないので、自分の治療に対する裏付けとなる。

◎ファクトチェックはそれを行う公的機関がないので、自分自身で論文を検索しその論文が質の高いものなのか？ どれくらい他の論文に引用されているのか？を確認することにより可能です。

10年近く読んでくださった先生方、大変お世話になりました。私は20年ほど前に徒手医学という学問に出会い、ドイツのPTが行う、問診→視診→自動運動テスト→他動運動テスト→ジョイントプレイテスト→治療→在宅トレーニングの指導→再検査の流れを叩き込まれました。『日本以外の先進国ではPTに開業権があり時間をかけて治療できるが、日本の病院の治療時間ではできない。日本では接骨院がやるべきだろう！』と思い、勉強会や講習会を続けてきました。ひーりんぐマガジンの徒手医学講座を読んでいただき、面白いと思っていただいた先生方はぜひ勉強を続けていただき、患者の健康寿命が少しでも延びるよう願っています。日本手技療法協会やひーりんぐマガジン主催の勉強会があるときは私も駆け付けたいと思います。本当にありがとうございました。

リクエストや質問はinfo@ogikubo-rehabili.comまでよろしく願いいたします。

図：岩間絢子

花谷博幸 (はなたにひろゆき)
PCC-コミュニティ主宰
PCC-コミュニティ<https://www.e-pcc.jp/>



勝ち組治療院のツボ

vol. 76 花谷博幸

近未来予測

PCCコミュニティの花谷博幸です。ひーりんぐマガジン最終号の今回は現在PCCに会員に伝えている5年以内の近未来予測についてです。コロナは世界大戦みたいなもので世界中に大量のマネーをばらまき、歴史的には毎度同じパターンを繰り返してきました。さらに、私はウクライナ戦争を機に西側の政治と経済に大きな転換が近く起こると予測しています。それは金融資本主義の終焉であり、社会経済構造がベーシックインカムへと変わっていくプロセスだと思っています。そのプロセスで日本が財政破綻すれば柔道整復師の保険制度は事実上なくなり、しなくてもこのインフレは多くの接骨院を半強制的に自由診療化していくことになるでしょう。この業界内競争に勝てない所はリラクゼーション化していくとみています。また自由診療の院もリラクゼーション化していく過程で多くの淘汰が予想されます。

治療は「プロ化」し、リラクゼーションは「大衆化」していきます。現在「治す」ことを業としている治療家の半数は大きな業態転換に迫られるはずですが、勝ち組の条件としてコロナの数年間、私が会員に徹底して指導したのは「値上げ」です。コロナの後に来るのは大きなインフレであることはわかっています。このインフレは10年単位の大きな流れであり時代を先んじることが経営の最優先項目でした。このコロナ期間に値上げができた治療院は業界で1割もなかったはずで現状維持が精一杯。しかし、現実にはコロナ下の値上げによって繁盛院に転換できた所がたくさん生まれています。これからこのインフレはスタグフレーションになり西側各国は大不況になるはずで、そのためのクッションとして欧米は急速に金利を上げてきました。低金利維持の日本は残念ながらその犠牲となるかもしれません。同様に治療院経営もこれからは価格の弾性力を持つ所が強みを得るので、クッションとして事前の値上げがあったかどうかリスクを減らす唯一の方法だったのです。そして経済が崩壊して安定する頃には、今度は人々の価値観の変更が起こると予測します。Aーと

ベーシックインカム時代の到来は、「繁盛」することの意味すら問われます。それは昭和を生きてきた院長にとっては簡単に受け入れられる価値観ではなく、「何のために働くのか」と改めて自分に問うていかなければならなくなります。

☆

「ひーりんぐマガジン」最終号にあたり、編集長、関係各位、読者の皆様、長きにわたりこのコラムを読んでいただきありがとうございます。私の発足した「PCC」とほぼ同時期に創刊されオファーをいただき、第6号から連載原稿を書き続け気持ちよくお付き合いさせていただきました。最も長く連載原稿を書いた一人として私もここで筆を置きますが、読者の皆様の治療院サロンがこれから来る大混乱期においても発展することを祈念しております。PCCコミュニティは継続しておりますのでご縁のある方は入会ください。ありがとうございます。



「鍼灸」は「効果」があるのか?

続

第10回 鍼灸界の未来

琉球治療院 関 忠雄

1. 治療としての鍼原理と リハビリテーションの鍼原理

現在2つの鍼原理が存在しています。「治療としての鍼」と「リハビリテーションの鍼」です。業種的には

① 鍼灸だけ

② 鍼灸と接骨

③ 訪問鍼灸マッサージ

があります。①と②は「治療としての鍼灸」が中心であり、③は「リハビリテーションの鍼灸」で成り立っています。

鍼の原理から考えると、この2つの鍼の考え方は全く別の方向に向かっていると思います。「治療としての鍼」は神経組織を刺激する方向、「リハビリテーションの鍼」はなるべく神経組織を刺激しない方向です。

「治療としての鍼」の目的は神経組織に直接刺激を与え、それにより身体の回復する力を引き出すことです。今のヨーロッパ医学が薬物により神経を鈍麻させて鎮痛させるのに比べて、「治療としての鍼」は神経組織を直接刺激して身体の回復力を活性化させるといって、ヨーロッパ医学に欠けている治療法です。直接刺激を神経組織に与えるので、患者さんによって鍼は身体に合わないと思う人も出てきます。これは鍼の刺激に対する身体の反応で、手技の方法や刺激量、施術者の経験や熟練度によって異なってくると思います。

「リハビリテーションの鍼」は神経を刺激して身体機能を回復するのではなく、壊れた中枢神経の代わりに他動的に他の組織を動かして以前の状態に戻していきこうとするもので、神経組織は刺激しません。基本的な刺鍼手段としては「鍔鍼(ていしん)」という「刺さない鍼」で

の施術が基本です。鍔鍼は金や銀製の細長い鍼で鍼の先端が丸く針状になっていないため刺さらず、痛みはありません。これをツボに当てて施術を行います。

2. 灸の世界

ヨーロッパ医学にはなく鍼とはまた別の古代医療に灸療法があります。鍼灸として同じように考えられています。灸が他と異なる点は人体に温熱刺激を加え人体の回復力をはかることです。灸にはもぐさと皮膚の間にほかのものをはさむ間接灸ともぐさを肌の上に直接のせて燃焼させる直接灸があります。間接灸は結合組織を伸展するのが目的で、直接灸は免疫細胞を強化することが目的です。「ぎっくり腰」や激しく痛んでいる神経痛などで灸施術は思わぬ効果を発揮します。一般に「ぎっくり腰」などで病院へ行くと鎮痛剤か湿布薬しかもらえません。灸では結合組織を伸展させ神経組織の緊張を緩める間接灸を行います。このときは痛みを感じる部分に何回も据えるのが有効です。灸施術は薬物と違うので何回据えても害になりません。この方法が「ぎっくり腰」や激しい神経痛で苦しむ患者さんへの治療として最も効果があり副作用のない方法と考えています。

直接灸の免疫細胞を強化する効果は原志免太郎先生が自ら実証(108歳257日まで存命)、灸の火傷毒素により免疫細胞が強化されることを示されました。私の恩師倉島先生も84歳まで自身で足三里に直接灸を据えられ直接灸の効果を実証しました。

私が鍼灸の勉強を始めたころは今のような「せんねん灸(間接灸)」はありませんでした。多くの人は鍼灸の先



関 忠 雄 Tadao Seki

- 1949年 長野県生まれ
- 1973年 中央大学法学部卒業
- 1978年 早稲田鍼灸専門学校卒業／倉島宗二師に師事 臨床鍼灸学を研修
関鍼灸治療室を開設
- 2003年 新潟大学医学部第一解剖学教室で末梢神経(自律神経:迷走神経)解剖を研修
- 2005年 佐野動物病院にて獣医学を研修
- 2006年 名古屋市れもん鍼灸接骨院院長
- 2013年 アルゼンチン(F・バレイラ)鍼灸院院長
- 2018年 アルゼンチンから帰国
- 2019年 琉球治療院勤務

生の所で「つぼ」を教えてもらって自分の家で灸を据えていました。「せんねん灸」の登場は灸の方法が変化しただけで原理が変わったわけではありません。一方で灸業界は直接灸の免疫効果にのみに関心を奪われて、それ以上の灸の原理の研究を進めないことは怠慢と言わざるをえません。

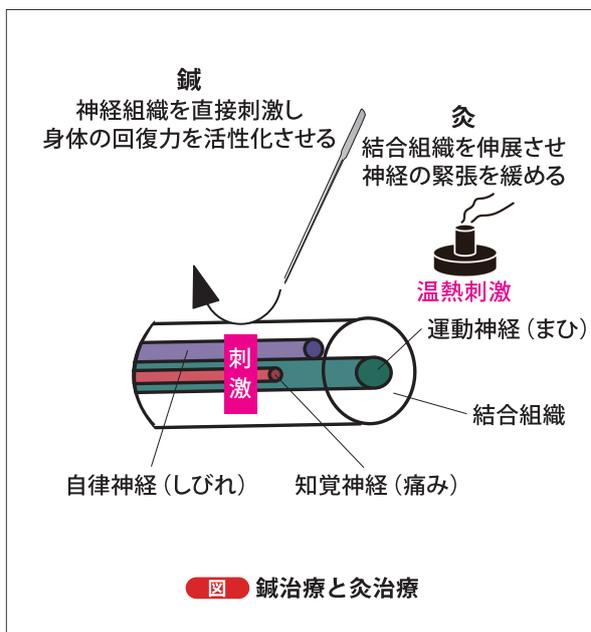


図 鍼治療と灸治療

3. 現在の鍼灸はこれで良いのだろうか

現在の鍼灸治療の世界は混乱を極めています。なぜでしょう？ 私が鍼灸の勉強を始めたころは、伝説の鍼灸治療の臨床家が大勢いました。日本の国が戦争後の混乱期から抜け出した時代でもあり、保険制度も創成期



「医道の日本」編集顧問会(1977年)

だったため今のような制度も整っていません。写真はそこでの鍼灸を支えていた諸先生です。筑波大学(旧東京教育大学理療科)の先生や森ノ宮医療大学を作られた先生や有名な臨床家の先生の姿が見えます。多くの先生が鍼灸を科学的な医療にしようと協力していたころの「こまで」。

保険制度の進展が日本の国の医療制度をヨーロッパ医学の医療制度に変えてしまいました。同時に鍼灸治療も全く違った方向に変わってしまいました。それもあまりにも自然に変化したため鍼灸師自身もどこがどのように変わったのか気がついていません。当初は痛む身体を元に戻す「治療のための鍼灸」でした。しかし今の医療は「リハビリテーションの医療」に重点が移っているために鍼灸もその方向に変化しています。

2018年、日本に帰ってきて訪問鍼灸マッサージの研修を受けたときの衝撃は忘れられません。「腧鍼」が鍼灸の基本になっていたのですから。その後、訪問鍼灸マッサージの事業所に入社して介護支援センターを訪問し、ケアマネジャーに鍼灸の説明をしても話がかみ合いません。患者さんは明らかに「治療のための鍼灸」を望んでいるのにケアマネジャーらは「リハビリテーションの鍼灸」で話をしているからです。

以前、名古屋の鍼灸接骨院でしていた鍼灸治療に最も近いのは、現在鍼灸接骨院で行われている鍼灸治療のように思います。時代とともに鍼灸が変化するのは仕方ありません。一方で、現在のヨーロッパ医学も完全ではなく、鍼灸がその欠けた部分を補完しうるものであると自信をもって行動を開始することが、鍼灸の世界にとって大切だと考えています。

(完)



**最新クラウド&
同期機能搭載!**

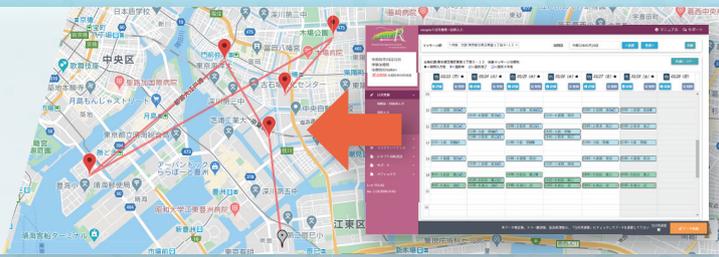


最新訪問マッサージ用「レセプロ-R2 アールツー」クラウドレセコン

POINT1

往療距離自動算定!

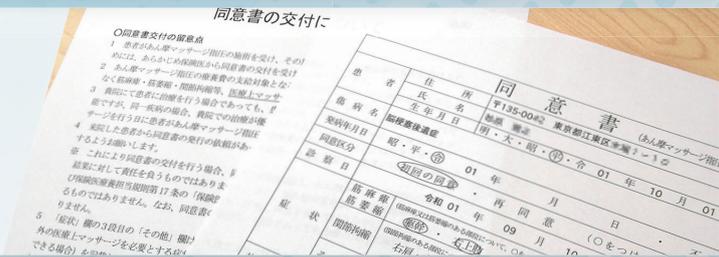
保険証入力、訪問スケジュールを入力するだけで患者の往療距離を自動算定！
 療養費改定に対応した正確な距離を算定します。



POINT2

同意書期限切れ管理!

同意書の期限が切れる日を事前表示！
 「いつの間にか同意期限が切れている」「あと数日で同意書が切れる」を回避できます。



POINT3

スマホでスケジュール確認!

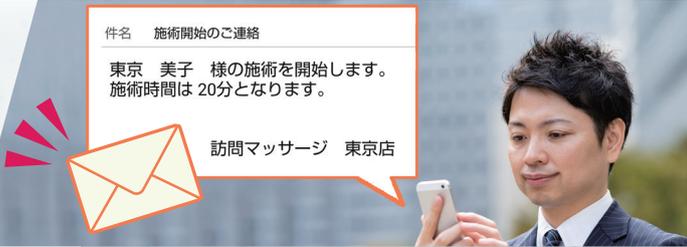
スマートフォンで訪問スケジュールを確認。
 施術開始・終了情報を記録でき、コメントもレセコン本体と共有できます。

- ルート検索機能搭載!
- 施術の開始や終了が1タップ!
- 便利なコメント共有機能!

POINT4

施術開始報告メール機能!

患者様の施術を開始する際にご家族などへ施術開始のご連絡メールを送信することで、安心をお届けできます。



POINT5

充実の帳票出力!

健康保険請求完全対応の帳票出力他、医師、ケアマネージャーへのお礼状出力機能搭載。

- 患者リスト (患者様保険証確認用)
- 1年以上 / 月16回以上施術継続理由 / 状態記入書
- 同意書 領収書 請求書 お礼状
- 施術報告書 訪問予定表 同意書発行依頼書
- 同意書期限切れリスト

訪問マッサージの保険請求もメディックスにおまかせ！

レセプトを印刷して保険請求に必要な書類を添付し、メディックスに送付するだけ！
煩わしい請求書作成、各都道府県独自の請求書作成などは一切不要です！



安心と実績で比べて納得！

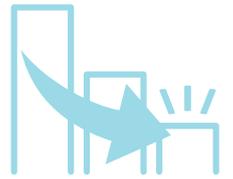
メディックスの請求代行 **3**つのポイント

ポイント

1

業界最高水準！
独自の事前審査で返戻のリスクを抑えます。

業界歴 30 年のなかで蓄積された各保険者ごとのデータを用いてレセプトを 1 枚 1 枚審査するから、治療院にとってリスクの高い返戻を最大限に防ぐことが可能です。
レセプト仕分けの手間いらずでそのまま送れることも、先生方に人気のポイントです。



ポイント

2

保険者に対しての返戻内容及び未入金の確認！

万が一発生してしまった保険返戻に対して、再提出しやすいよう保険者に返戻内容の確認や、保険者からの未入金に対しての入金確認など保険請求に対して入金まで全ての管理を行います。



ポイント

3

独自の WEB システムで
請求から入金まで一目瞭然！

メディックスオリジナルの入金開示システムで入金管理も楽々！
Excel データに書き出せるから、ご自身の使い方に合わせた仕様にカスタマイズも可能です。

計算書開示システム画面

No	項目	金額	合計
(01)	ご提出額	500,000	
(02)	自主審査返戻分	30,000	
(03)	◆自主審査返戻後請求◆		470,000
(04)	入金払請求額	470,000	
(05)	保険入金額	550,000	

開業・経営から請求代行までオールインワンサポート！
訪問マッサージ運営コンサルティングは私たちにお任せください！

デモのご依頼・資料請求・療養費請求代行に関するお問い合わせはこちら

メディックス カスタマーサポート AM10:00 ~ PM6:00 (土日祝を除く) ☎ **03-3255-0365**

入会に関するお問い合わせはこちら ☎ **0120-654-678** AM10:00 ~ PM6:00 (土日祝を除く)

特集

手技療法業界を 法的背景から読む



「あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゆう師（あはき師）」および「柔道整復師（柔整師）」は条件付きではあるが健康保険が使えるため、一般人は医師との違いを十分に分かっていないことが多い。柔整師についていえば、役割は整形外科で診察する内容の一部を医師と同様に保険を使用して国民に提供する医療サービスだが、教育課程・内容が異なるため、業務としての範囲が限定され薬は処方できない。医師は医師法で「医師でなければ医業をなしてはならない」と明記されており、あはき師、柔整師が行っているのは医業類似行為として医業とは区別されている。保険者から支給される金額の名称も医療費、療養費と違つ。療養費について健康保険法では「保険者は被保険者が保険医療機関等以外のその他の者から診療、手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものとするときは療養費を支給することができる（一部省略）」と記され、医業類似行為者の業種すら明確でない。一方で、あはき師、柔整師の医業類似行為が医業の一部を担っているため、あはき師、柔整師の広告に関する検討会でも医療広告ガイドラインを参考に検討されている。オンライン資格確認やオンライン請求に関して医師の後追いを続けている。

他方、整体、カイロプラクティック、リラクゼーションなどのいわゆる民間資格者といわれる業界は独自の道を歩んでいる。

医業と 医業類似行為

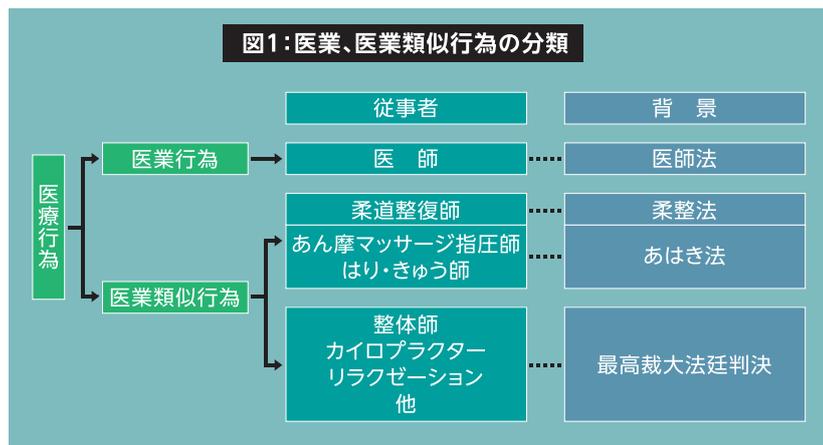
医師は医師法17条で「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定され、「医業」を厚生労働省は「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思をもって行うことである」としている。

あはき師と柔整師の法律はどうなっているのだろうか。あはき法の第1条では「医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業として行うとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という）を受けなければならない」。第12条で「何人も第1条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない」とされている。柔整師は第15条で「医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔

道整備を行なつてはならない」となっている。医師はオールマイティで医業と医業類似行為の両方が許されている。

医業類似行為については、1999年(平成3)年6月28日の厚労省健康政策局医事課長通知で「医業類似行為のうち、あはき師および柔整師についてはそれぞれ各師の免許を有する者でなければこれを行つてはならない。これ以外の医業類似行為については施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象となるものである(一部省略)」としている。このように医業類似行為は「法的な資格制度があるもの」と「法的な資格制度がないもの」の2種類に分けられる。1959(昭和34)年までは医業類似行為は柔整師、あはき師の独占だったが、翌年1月の最高裁大法廷判決をきっかけに民間資格者まで医業類似行為の枠が広がったといわれている。この裁判は、国家資格を持たない被告が高周波治療器を使用して開業し、医業類似行為の禁止(無免許)で逮捕されたことが発端となった裁判だった。最高裁は判決で「公共の福祉に反しない限り認められる職業選択の自由」を根拠に、「人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為でなければ、禁止処罰の対象とならない」との判断を下した。これにより国家資格を持たない、「民間

間資格者」が医療類似行為を行うことを「健康に害を及ぼさない」という条件付きで認めることとなった。



医師になるまで

医師になるには大きく分けて6つのステップがある。まずは大学の医学部に進み6年間の教育を受け、卒業試験に合格して医師国家試験受験資格を得る。続

いて医師国家試験に合格し、2年以上研修医として実務を学ぶ。その後、専門医研修で3年間以上経験を積み、専門医試験に合格して独り立ちし専門医となる。18歳で医学部に入学したと仮定すると24歳で医師となり29歳で専門医を取得し、一人前の医師と認められる。実際には全体の約5%、20歳代で専門医を取得した医師はほとんどいない。続いて30歳代が約64%、40歳代で約94%となっている。

※専門医とは特定の臨床医学の分野(例・小児科、皮膚科など)に精通している医師。

図2: 医師になるまでのステップ

- ① 大学医学部に入学
↓ 4年間
- ② 在学4年次に医師仮免許試験 (CBT) 合格※大学によっては3年次試験
↓ 2年間
- ③ 在学6年次に卒業試験合格
- ④ 医師国家試験合格※医師免許取得
- ⑤ 卒後、研修医(初期研修)2年間すべての分野の実務経験
↓ 2年間
- ⑥ 専門医研修(後期研修)3年間
↓ 3年間
- ⑦ 専門医試験合格

あはき師、柔整師の実務経験

あはき師、柔整師は3年間養成校や大学で4年間勉強し卒業試験に合格すると国家試験の受験資格が取れる。卒業する年の国家試験に合格するとあはき師、柔整師が誕生する。18歳で柔整の養成校に入学したとすると21歳で柔整師になることができる。保険を取り扱える受領委任での「施術管理者」になるためには、これまではあはき師、柔整師の資格のみとされていたが、柔整師は2018(平成30)年4月から資格取得後の実務経験と2日間の施術管理者研修の受講が義務付けられた。あはき師の場合も2021(令和3)年1月から受領委任を取り扱う「施術管理者」の届出の際に、実務経験と2日間の研修の受講が必要となった。それまでは国家資格の免許さえあれば、一度も施術録を記載したことがなくても療養費支給申請書を見たことがなくても請求可能だったため、さまざまな支給申請書が多かった。当時はそれらも含め不正な請求が多く、その対策として医師を参考内容や目的は違うが実務経験をとり入れた。

【お知らせ】柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ

平成30年4月から、**柔道整復療養費の受領委任を取り扱う「施術管理者」の届出※の際**は、**実務経験と研修の受講が要件**となります。
※個人契約の場合は「申し出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件については、これまでは柔道整復師の資格のみとされていたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなります。

平成30年9月末に「施術管理者」の方も、平成30年4月以降、新たに届出を申し出す場合などは、同じ対象となります。関係の皆さまは、ご留意くださいようお願いいたします。

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「施術管理者」の届出時期	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に研修受講を行うとともに、質の高い研修を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容
16時間以上 2日間程度	(1) 臨床倫理について (3) 適切な施術所管理 (2) 適切な保険請求 (4) 安全な臨床

民間資格者の医療類似行為

民間資格者になるためには民間の養成所で教育を受けることになるが、教育期間は短ければ数カ月から2年程度が多い。一方で全く施術技術を学ばず整体師として医療類似行為を行っても客の「健康に害を及ぼさない」なら問題がない。近年、柔整師などにも保険治療から100%自由診療へと移行する国家資格者が増え、自由診療の院が増加しているが国家資格者と民間資格者の院の住み分けができず、過当競争になりつつあるようだ。

広告については医師やあはき師、柔整師はそれぞれの法律で広告内容などが制約されている。民間資格者は法律的背

景がないため一般的な法律に触れなければ自由だ。したがって医療広告ガイドラインを参考に作成を検討している「あはき師および柔整師等の広告に関する検討会」では、民間資格者が広告に掲載できない事項を示すことにしている。

あはき師、柔整師の未来

今年4月からの導入が原則として義務付けられ、診療所や薬局にカードリーダーを無償提供し補助金まで出して、鳴り物入りでスタートしたマイナ保険証のシステム。しかし、マイナンバーカードのひもづけミスなどや「患者の診療情報を参照する仕組み」を構築する高額なコストが必要なことなどから、導入に二の足を踏んでいる医療機関等が少なくなく遅々として進んでいない。

そんな中、厚労省は今年3月22日、光ディスクなどで請求する医療機関に対して、原則来年9月末までにオンライン請求に移行することを実質上義務付ける計画案を示した。紙レセプト請求者に対しても来年4月以降は新規適用を終了し、既存の適用者には改めて届出を提出するよう求めるとしている。とりわ

け、人手が少なく小規模施設が多い光ディスク請求を選択している歯科診療所6割への影響が大きいとされている。また、東京保険医協会は6月26日にオンライン請求に関するアンケートを所属会員医療機関に実施した。オンライン請求に対する懸念の設問では「導入後のシステムメンテナンスや故障時の対応が不安」「セキュリティが不安(患者情報の漏洩等)」「ランニングコストが負担」を挙げる意見が上位を占めた。「義務化されると廃業せざるを得ない」との回答も4.3%からあった。

歯科と同じように人手が少なく、さらに売り上げが少ないあはき師、柔整師の業界も厚労省の旗振りでオンライン資格確認、オンライン請求へと進んでいる。導入費用、個人情報流出・漏洩のリスク、医療事務にITスキルが求められることなどをどう解決するのであるのか。

医師とははつきりとした違いのある、あはき師、柔整師の業界だが、厚労省が主導する検討専門委員会での動きが医療の後追いが続いている限り、いつも医療の付属的な立場に置かれているような気がする。付属的な立場からいつかは独立した立場になることを夢見たらどうだろうか。

うだろうか。

「**迫り来る世界恐慌、業界改編!**」

治療院経営の最高水準コミュニティ!

2023年7月からPCC-C入会制度がリニューアル!
今、PCC-Cに入会すると、今まで有料だった教材が無料で視聴できます。
PCCライブラリーは一年間では全て視聴できない程の教材量です。



偶数月は「**会員限定オンライン 治療院経営勉強会**」を実施中!

無料「**週刊治療院経営**」の登録はこちら
<https://e-pcc.jp/merumagasyuukan/>



PCCライブラリー

- 最新治療院経営のルール
- 新患封筒(当院)
- PCCスタイル治療院経営100項目チェックシート
- グループミーティング
- 異業種セミナー(理容)
- なぜかまたリピートしちゃう来院心理学
- 緊急ミーティング(コロナ発生編)2020
- アフターコロナ時代の治療院経営戦略
- 治療院経営勉強会6本
- 濃いファンの作り方
- 成功治療家養成セミナー
- 治療家セラピストのための資産形成術1
- PCCスタイル100
- 学習会映像Vol.1~10
- 私の治療院のクチコミが何倍にも増えた理由
- 治療院集客
- リピートが倍増する4つの盲点
- 緊密治療家にスイッチする方法
- ロコモ自動車の4ステップ
- 自己紹介の作り方
- 必ずリピートする方法
- スーパースタッフ育成セミナー
- その他多数

PCC-コミュニティ お問い合わせはこちらから >>> URL : <https://e-pcc.jp> もしくは

あはきと柔整の療養費検討専門委員会 議題は「オンライン資格確認について」

厚生労働省は2023（令和5）年9月22日、第25回柔道整復療養費検討専門委員会（柔整検討専門委員会）と第27回あん摩マッサージ指

庄、はり・きゅう療養費検討専門委員会（あはき検討専門委員会）を全国都市会館（東京都千代田区）で開催した。開催時間は柔整検討専門委員会が10時から、あはき検討専門委員会は11時からと続けて行われた。議題は両委員会とも「施術所におけるオンライン資格確認について」。

厚生労働省（厚労省）は両委員会で、柔整およびあはきの施術所のオンライン資格確認について、来年4月に運用を開始し、秋には原則として導入を義務化する方針を示した。これは2024（令和6）年秋に被保険者証が廃止となり、マイナ保険証での資格確認に移行するためだ。受領委任払いで療養費を扱っている施術所はオンライン資格確認を導入する必要が出てくる。

柔整検討専門委員会、あはき検討

専門委員会とも異論なく了承を得た。今後、社会保障審議会医療保険部に報告する。

受領委任払いでは施術者は患者の提出する被保険者証により、療養費を受領する資格を確認することが保険局長の再通知で規定されているため、通知を改正し来年4月以降は資格確認の方法にオンライン資格確認を位置付ける。その上で、受領委任払いをしている施術所を対象に導入を義務化する方針。施術所でのオンライン資格確認は、医科や薬科とは異なり資格情報だけの確認に限定した簡素な仕組みとなる。

厚労省は今年10月に専用ポータルサイトを開設する予定。施術所はポータルサイトでPC端末またはモバイル端末の認証登録をして「マイナ資格確認アプリ」をインストールする必要がある。アプリは11月にリリースが予定されている。

資格情報を確認する流れはアプ

リを使って目視で本人確認するか、4桁の暗証番号を患者に入力してもらい本人確認をしてからマイナンバーカードを読み取るようになる。このアプリは、療養費の支給申請書を作成する際に資格情報を転記できる機能を来年10月に実装する予定。レセコンを導入している施術所は連携できるようにするほか、未導入の施術所でも資格確認をした情報の履歴を閲覧する機能を設ける。これらを運営するために施術所には41000円を上限に実費補助をする。

保険者側の委員は、「その先にオンライン請求の導入が控えており、その入り口がオンライン資格確認だ」と述べ、施術所が対応できるよう丁寧に進めることを要望した。

専門委員会では今後、改正する保険局長通知の検討を進め、受領委任払いをしている施術所への導入を義務化するが、やむを得ない理由で対応できない施術所の考え方や扱いを整理する。



柔整検討専門委員会



あはき検討専門委員会

続・療養費の 請求と支給

第59回

「療養費請求」

請求代行会社療養費請求担当:療養太郎(仮名)

「ひーりんぐマガジン」が創刊されて20年になりました。創刊当時から保険請求に関する記事で関わりを持たせていただきました。その後「療養費の請求と支給」で今日まで施術家に向けての療養費改定の解説や業界の動向、保険請求全般についてお伝えしてきました。

20年前の療養費の請求はどのような状況だったのか振り返ってみます。当時、残念ながら柔道整復(柔整)療養費請求を正しく理解されている先生は少なかったように思われます。あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう(あはき)療養費に関しては償還払いが原則でしたが、あはき師の先生はもちろん保険者さえも、あはき療養費について理解されていない方が多かったです。

当時は柔整療養費の請求についても「現物給付と現金給付」の違いや「なぜ施術録を書かなければいけないのか」などを理解されていない先生がいました。慢性疾患での施術と判断され保険者返戻になったことについても、「患者が痛みを訴えているのになぜ健康保険が適用にならないのか」「何部位なら請求が通るのか」など、今ではほとんど聞くことのない、驚くような内容の問い合わせが多くありました。柔整師の療養費請求にあまりにも疑義が生じる内容が多かったことから、健康保険組合をはじめとして患者さんに施術に関する照会書を送付する保険者が増え始めました。照会の結果、患者さんからの回答とレセプトの内容に相違が多くみられ保険者返戻が多く発生しました。当時の患者回答相違による保険者返戻に関して接骨院の先生から最も多くの問い合わせがあったのは、「営業妨害ではないのか」「保険者に照

会書を患者に送付しないよう交渉してほしい」という内容でした。つまり、施術の照会書が患者さんへ送られることで、患者さんが不安になり来院しなくなるので、照会書を送付することをやめてもらうように保険者に交渉してほしいというものでした。しかし、療養費は「保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて療養費を支給することができる」というものなので、保険者の判断で支給、不支給が決定します。保険者はそのための判断材料として療養費の請求権がある患者さんに施術状況を確認する「患者照会書」を送付します。保険者にとっては患者さんに確認することは当然のことです。ただし、当時の患者照会書の内容は慢性疾患へ誘導するような照会内容だったり、照会書に同封されている「接骨院のかかり方」にはすべての接骨院が不正請求を行っているかのような文言が記載されていたりと、患者さんに誤解を招くような書類を送付している保険者もありました。そのため厚生労働省を通じて保険者に是正を求めたことがありました。

柔整療養費およびあはき療養費については昔からグレーゾーンが多いといわれてきました。これは療養費の支給、不支給は保険者が判断するものであるため、そのように感じられるのではないかと思います。

ここで皆様に改めて認識いただきたい文言があります。それは「請求」と「申請」です。本欄のタイトル「療養費の請求と支給」にも請求という文言を使用し、さらに保険請求という文言を使用して療養費の解説や私見を述べてまいりましたが、正しくは柔整療養費およびあ

はき療養費では「申請」が正しい表記です。業界では「保険請求セミナー」などと請求が浸透しており、保険者も「今回請求いただきましたレセプトの件で……」などと普通に使用されているようです。そのため、請求なのか申請なのか深く考えたくない先生も多いことでしょう。療養費の支給は「保険者がやむを得ないものと認めるときは……」と前述したように例外的に認められるものなので、発生した療養費の支給を保険者へお願いする書類となります。医療機関は「診療報酬明細書」で保険者へ請求し支払を受けます。一方、接骨院、鍼灸院、マッサージ院は「療養費支給申請書」で保険者へ支給をお願い（申請）し、内容によって支給、不支給が決定します。

【請求】当然の権利として、そうしてくと求めること。

【申請】「国や公共団体などの機関に」許可・認可などを願うこと。

(新明解国語辞典第八版三省堂)



柔整療養費、あはき療養費については今まで料金を含めた療養費改定が行われてきましたが、根本的なところの制度の見直しを行わなければならないところに来ているような気がします。業界の抜本的な改革に少なからず携わっている者として、今後何らかの形で施術家の皆様に情報を再度提供できる機会があればと思っています。

フリーランス・給与計算 書籍 好評発売中！

この1冊でスラスラ！

給与計算 大全

担当者必携！

労働時間の計算方法から保険・税金、年末調整まで実務1年生でもできる！

手続きの書式見本つき

この1冊でスラスラ！
給与計算大全

目次

- 第1章 給与計算の全体像
- 第2章 労働基準法と給与
- 第3章 税と社会保険
- 第4章 給与計算実務
- 第5章 賞与計算実務
- 第6章 年末調整

単行本：2,200円（312ページ）

自由国民社

How to
給与計算



知識経験ゼロからの
フリーランス
働き方相談所

MonAmie

生きていくために絶対必要なこと、この1冊で全部わかる。

働き方 お金 営業 保険 契約

知識経験ゼロからの
フリーランス働き方相談所
(漫画入り)

目次

- 第1章 フリーランスの働き方
- 第2章 フリーランスの営業の実際
- 第3章 フリーランスの社会保険の全て
- 第4章 フリーランスのお金の全て
- 第5章 フリーランスの契約の全て
- 第6章 フリーランスの疑問の全て

単行本：1,540円（296ページ）

自由国民社

営業のヒントに
起業に



- 人事賃金・退職金制度立案・設計、組織設計
- 雇用流出阻止のための人材マネジメント管理の導入
- 複線型人事賃金制度による人件費コントロール
- Business process reengineering
- ヒューマンインベントリーの作成
- 人事賃金制度の運用のサポート
- 労働力ポートフォリオの設計
- 処遇の設定・明示、仮格付け
- 指揮権設定・コミットメントポート
- 求める人物像の明確化
- 諸規定の作成・変更
- 年棒制・裁量労働制
- 面接代行・立会い

次なる成長へ
メール顧問サービス
労務相談 受付中！

初回相談無料

- 対等合併・吸収合併等に伴う諸手続と調整
- 人員計画策定、実施（リストラ策定実施）
- M & A人事・株式公開・分社化等手続
- 規程変更・制度統一に伴う移行処理
- 労働条件変更に伴う代替案の提示
- 社保・労保対象者等の洗い出し
- 解雇適法性の調査及び諸手続
- 健保組合への編加入等手続
- 社員説明会の開催・実施
- 労働契約再締結等支援
- 労働条件の交渉提示
- CSR・労務監査
- 各種法定手続

Nine hill Partner's(Japan),Inc.
シンクタンク岡事務所

お気軽にお問合せください

お問い合わせはこちらから【受付時間】9:00~17:00 土日祝休
03-5227-2777

座ったままで

あしふみ運動ができる。

これは理にかなっている!!

ひ〜りんぐマガジンご愛読の先生はおわかりのはずです!



テレビ・雑誌等
100社以上で
紹介されています

健康のために座って足運動

あしふみ健幸ライフ

なかなか運動ができない! 面倒! 続かない! そんな方に!
座る時間で楽々続けられる“あしふみ運動”をサポート

「あしふみ健幸ライフ」は、貧乏ゆすりの感覚で長時間リズムカルな
あしふみ運動ができる『座位歩行者』です。ご高齢の方でも座ったま
ま楽にあしふみ運動ができます。

血流検証実験の結果、あしふみ開始後数秒で足首は約5倍、額は約2倍の血流量
と想像以上の結果が出ました。※福岡工業技術センターインテリア研究所にて測定

導入された
先生のコメントを
一部紹介します

- ◆ 家庭での“貧乏ゆすり”運動のセルフケアとして啓蒙がしやすくなった。
- ◆ 体力・筋力が低下した方などから“楽、簡単、かつ効果が上がる”として評判。
- ◆ お子さんから高齢者までとても簡単に“ながら運動”ができる点がとても便利。
- ◆ 「トレーニングマシン」や「EMS」は苦手。そんな方から満足の声をいただいた。



ひ〜りんぐマガジン編集部も納得!

動画で分かりやすく解説!
あしふみ運動のメリットがよく分かります。
ご覧になるには右のQRコードから



『あなたの院で あしふみ健幸ライフ を販売してみませんか』

《あしふみ健幸ライフ》は座りすぎによる健康リスクに着目。
座ったまま楽な運動ができる、とてもシンプルなあしふみ運動器具です。
さまざまな場面で“ながら運動”として利用できます。

無垢木 標準タイプ

1本の国産杉から製作。木の温もりを肌で感じさせます。



特別価格で販売します
(42cm) ~~22,000円~~ (税込)
特別価格で卸します

無垢木 溝入りタイプ

1本の国産杉から製作。滑り止め加工の溝は足裏を心地よく刺激



特別価格で販売します
(42cm) ~~28,000円~~ (税込)
特別価格で卸します

無垢木 溝入り・計測器付タイプ

1本の国産杉から製作。計測器付で回数を計測



特別価格で販売します
(42cm) ~~39,800円~~ (税込)
特別価格で卸します

2022年10月1日価格改定

ひ〜りんぐマガジン
会員特別価格で
卸しております。
さらに今なら送料無料

ひ〜りんぐマガジンでは《あしふみ健幸ライフ》を治療院のみ特別価格で卸しております。
詳しくはメールでご連絡ください。詳しい資料 (PDF版) を送らせていただきます。



mail: info@e-shugi.jp FAX:03-5296-9056 TEL:03-5296-9055



無料オンライントークセッション/ トレーナー&治療家 アメリカ留学のリアル

12/3(日)
19:30~20:45
開催!

- アメリカに留学するには?資金はどれだけ必要か?
- 英語はどれだけ話せればよいか?
- ATCを取得する為には何年必要か?どの大学なら取れるのか?
- その大学に入学する為に必要な準備は?
- アメリカでトレーナー・治療家として活動するためには?

Zoom配信予定
ミーティングにて
近日情報公開!

詳細はTTCサイトから
ご確認ください。

<https://ttc-j.info/>



菅原大樹 (すがわらだいき)

NATA公認アスレティックトレーナー、はり師、きゅう師、柔道整復師、パサデナシテカレッジ(パートタイムアスレティックトレーナー) 2022-2023年、ピボットオンサイトイノベーションズ(パートタイムアスレティックトレーナー) 2022-2023年

2016年 盛岡医療福祉専門学校(鍼灸学科及び柔道整復学科) 卒業
2016年 Indian Hills Community College(IHCC)入学(アイオワ州)
2017年 Fullerton College(FC)編入(カリフォルニア州)
2018年 California State University Northridge(CSUN) 編入
2022年 California State University Northridge 学士課程(アスレティックトレーニング専攻) 卒業

高校卒業後は専門学校に通い、4年間ではり師、きゅう師、柔道整復師の3つの日本の医療国家資格を取得し、半年で留学資金を貯め2016年8月に渡米。英語が全く話せない状況から、2年制大学を経て4年制の大学へ編入し、ATCを取得。今後は日本での医学博士取得を目指す。



宮口一誠 (みやぐちいっせい)

NATA公認アスレティックトレーナー
医療英会話(セラピストイングリッシュ)講師

2018年 University of Central Arkansas BS Athletic Training 卒業
2020年 Illinois State University MS Athletic Training 卒業
2023年現在 明治東洋医学院専門学校 鍼灸科3年

高校卒業後、アメリカに留学し、卒業と同時にアスレティックトレーナーの資格を取得。大学院では、ATについて深く学びながら近隣の高校や大学で臨床経験を積み、大学院卒業後に帰国し、大阪の鍼灸専門学校に入学。専門学校に通いつつ、医療専門のオンライン英会話スクール「セラピストイングリッシュ」を立ち上げ、整形外科医からセラピストまで海外で活躍したいもしくは日本国内で英語を使って医療を提供したい医療関係者に即現場で使える英語を指導。

次の社員研修は海外!!

3日間
※移動日別

ハワイで学ぶ

ロミロミマッサージ研修

主な研修内容

- ・ロミロミについて
- ・施術の際のポイント
- ・自己ヒーリング
- ・ロミロミマッサージ実技



講師

King Yuriko
キングユリコ氏

ハワイに在住15年。ハワイ州のマッサージ&エステシヤンのライセンスを取得後、数多くのスパなどで経験し、同時にハワイと日本をつなげるという夢を目標に、日本帰国時に、一般の方を対象のマッサージクラスを開催。同時にハワイ島での研修も実施。



研修場所

滞在型体験施設『コナラニステイ』
フラ・ヨガスタジオをはじめ、乗馬場やコーヒー農園、アクアポニクス、クルーズ船など様々な施設を備えた滞在型の体験施設です。
※日時・人数によって変更する場合があります

2日間
※移動日別

ホーチミンで学ぶ

ベトナム式マッサージ研修

主な研修内容

- ・マッサージ前の足のウォーミング12施術
- ・足の反射区
- ・ボディマッサージ
- ・ホットストーン施術など実技メイン



学校長

Phuong Loan
Bui Thi (ロアン) 氏

解剖生理学、タイ古式マッサージ教員養成美容など様々なライセンスを習得。分かりやすい講義で、ベトナム人だけでなく、海外各方面からの研修生が受講。※英語での受講可

研修場所

Võ Dung Spa School
(ウォーユンスパスクール)



お申し込み
お問合わせ

基本料金、お申し込み方法など、詳細はホームページをご覧ください。 <https://ttc-j.info/kaigai/>

TEL. 03-5927-9625 平日10:00~17:00



治療家・セラピストのセミナー・コミュニティ団体

一般社団法人TTC

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-30-3 西池本ビル7階

「社会保険と労働保険」

「ひーりんぐマガジン」経営労務相談室、相談員・社会保険労務士 岡久です。2019年からの経営労務相談室の連載を担当させていただきました。最終号は、社会保険と労働保険をお届けいたします。これまで記事を読んでくださった皆さま、誠にありがとうございます。

1 社会保険・労働保険

社会保険は医療保険と年金をいい、労働保険は労災保険と雇用保険をいいます。これらは保険制度で運用されています。保険制度とは病気やケガ、障害、死亡、失業、加齢による収入減などの不測の事態や将来に備えるための制度です。保険料

		会社員	社長	個人事業主 フリーランス
社会保険 (狭義)	医療 保険	健康保険 (業務外の傷病、休業等)	健康保険 (業務外の傷病、休業等)	国民健康保険 病気、ケガ、出産、死亡の際に必要な給付が行われます。
	年金	厚生年金保険 (老齢・障害・死亡)	厚生年金保険 (老齢・障害・死亡)	国民年金 (老齢・障害・死亡) 高齢、障害、死亡の際に必要な給付が行われます。
労働保険	労災保険 (業務上や通勤途上の傷病、休業等)	労働者が業務上のケガや病気(業務災害)、通勤途上の事故(通勤災害)などで療養や休業を要することとなった場合、障害になった場合、死亡した場合に必要な給付が行われます。	無(原則)	無(原則)
		雇用保険 (失業等)	無	無
	労働者が失業した場合などに給付(失業等給付)が行われます。			

をあらかじめ国などの保険者に支払い被保険者になり、病気やケガ、収入減となった際に治療やお金という形で給付を受ける仕組みです。会社などの法人は社会保険の強制適用事業所となり健康保険が適用されます。社長は社会保険の適用要件を満たした場合は健康保険となり、個人事業主は国民健康保険となります。

2 労働者災害補償保険(労災保険)

労災保険は労働者が業務上のケガや病気(業務災害)、通勤途上の事故(通勤災害)などで、療養や休業を要することとなったときや障害になった場合、もしくは死亡した場合に必要な給付が行われます。労災保険は労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇用する事業所に適用されます。

(1) 業務災害

業務災害とは業務上の負傷、疾病、傷害または死亡をいいます。労災保険は政

府が管掌し、制度の管理運営は労働基準局（保険料の徴収・収納事務は労働局、保険給付の事務は労基署）が行っています。

① 業務災害の認定

保険給付となる業務災害の認定は「業務起因性」と「業務遂行性」から判断されます。業務起因性は予見される危険性・有害性が業務遂行時に内在しているかどうか、業務の遂行性とは使用者の支配下にある状況です。

② 業務上疾病の認定

業務上の疾病については「業務との相当因果関係」にある疾病が否かで判断されまます。業務中の負傷は労災として認定しやすいのですが、疾病については「因果関係」での判断となるため、長時間の過重労働に起因する疾病のほかは判断が難しいとされています。労災の認定は個別具体的に事案ごとに行われます。

(2) 通勤災害

通勤とは労働者が就業に関し移動する場合に、合理的な経路および方法によって住居と就業場所間を移動することをいいます。なお、この移動にあつては、業務の性質を有するものは除かれます（この場合、業務災害になります）。



※1 合理的な経路とは社会通念上、一般に通行する経路（通常使う経路）になります。遠回りした場合は、経路外となります。合理的な方法とは社会通念上、一般に是認される手段（通常使う通勤手段）になります。

※2 住居と就業場所間の往復は、反復継続性で見ることになります。単身赴任者の帰省における住居の判断は概ね月1回以上あるかどうかの判断となります。

※3 住居は台風による避難やウイルス感染等による隔離などでホテルなどに一時的に居住している場所も住居として認められます。

※4 就業の場所は通常勤務する場所以外の場所も含められます。例えば研修や会議などで他の場所に行く場合でもその場所は就業場所となります。

※5 往復は不特定多数の者が行きかう場所をいいます。そのため自宅建物外であっても敷地内（住居）での事故は、通勤災害にはなりません。

① 通勤災害の認定

通勤災害の認定は通勤との「相当因果関係」と「就業との関連性」での判断となります。予見される危険性・有害性が内在されているかどうかでの判断となります。一般に早出や遅刻、早退があつたとしても通勤と認められません。が、始業時刻前や終業時刻後に長時間（およそ2時間以上）にわたりサークル活動や組合活動をして

いる場合は、就業との関連性があるとは認められません。

② 逸脱・中断

通勤における逸脱と中断とは通勤経路からそれたり、通勤とは関係のない行為（ささいな行為を除く）をした場合で、通勤にはなりません。例外は、「逸脱または中断が、日常生活上必要な行為であつて一定のことをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱または中断の間を除き通勤とする」との取扱いとなります。①と異なる点は、逸脱・中断後を通勤扱いとする点です。

※ささいな行為とは通勤経路上の公衆トイレに立ち寄りや自販機で飲み物を購入などの行為で、日常生活上必要な行為とは日用品の購入や選挙権の行使、通院、家族の介護などです。

弊所では「リアルな経営労務相談」をお受けしております。お気軽にご相談ください。



プロフィール
岡久（おか ひさし） 社会保険労務士

問題社員対応の実務に定評がある。メール顧問サービス(月1万円)による的確なアドバイスは、経営者の身近な相談窓口として好評を博している。理念は「人事労務は会社の柱。人が事業を継続させ、会社を発展させる。ベンチャーマインドなくして会社の未来なし」。戦略人事コンサルティングファーム・シンクタンク岡事務所主席研究員。

著書『この1冊でスラスラ!給与計算大全』、『知識経験ゼロからのフリーランス働き方相談所』(ともに自由国民社)、『福祉・医療施設を守る就業規則の作り方』(中央経済社)、『医療・福祉施設安定経営のための人材確保と多角化戦略』(同友館)、監修に『H-アッシュー仮想通貨BLOODとAIになった歌姫』(三冬社) ほか。

アドバイザーの活用などの詳細についてはシンクタンク岡事務所にご相談ください。

シンクタンク岡事務所 TEL : 03-5227-2777 Mail:info@9hills.jp

訪問マッサージの現状

The current situation of the visit massage

YOUSUKE TSUKAMOTO

塚本 洋介

医療・介護・福祉経営コンサルティング SELPFUL JAPAN合同会社 代表／CEO

一般社団法人医療・介護・福祉人材マネジメント総研 代表理事

1987年10月24日生まれ 千葉県出身

千葉商科大学商経学部経済学科 卒業

株式会社木下の介護、株式会社メディカルノート、NPO法人病院経営支援機構を経て2019年に SELPFUL JAPAN合同会社設立。医療・介護・福祉の経営コンサルとして営業・人材・組織体制づくりを支援。



訪問マッサージ集客の極意 3 「営業の種類」

前号で紹介しました実践営業アプローチのためにもどのような営業方法で実施するのかお伝えします。新規開拓アプローチについてはわかった、既存顧客アプローチもよくわかった。では、「それをどのように実行すればいいのか」というのが悩みどころだと思います。営業の種類は全部で9種類あります。ここではその中のいくつかをピックアップしてご紹介します。詳しくは拙著『プロセス重視型！訪問医療マッサージ集客の極意』Kindle版をご覧ください。

1. 反響営業

店舗やオフィス、ホームページや看板、インターネット

ト広告などを活用して、不特定多数の顧客の目に触れることで興味・関心のある顧客自ら問い合わせをするように仕向けるものです。ホームページは反響営業にとっては重要なツールとなります。人の目に触れやすい検索サイトのトップに出てくるように工夫することをSEO対策といいます。これとは別に、広告費用を払って検索ページの上部に掲載してもらうこともできますが、費用負担が大きくなってしまいます。しかし、なぜか多くの方のホームページは高いコストを費やして資金力のある大手企業に張り合っている気がします。ホームページの内容は顧客が検索した際に「しっかりしている会社だな」という安心感を与えるために作成しておく程度でOKです。

2. 訪問営業

訪問営業は顧客がいる場所へ訪問し、そこで商品やサービスを提供・販売、またはニーズを調査するという目的があります。訪問営業には100件訪問して1件当たるかどうかというものと、時間をかけて顔の見える信頼関係を構築していく方法の2種類があります。私たちが目指すのは後者です。顔の見える関係を意識しながら徐々に信頼関係を構築していくことを考えれば、1訪問あたり1分以内で終わる会話など意味がありません。

3. DM・手紙・FAX営業

DM営業とは、直接(ダイレクト)に顧客や顧客を紹介してもらえらるうという相手に、商品やサービスの情報を記載したチラシを紙媒体や電子媒体で送ることです。DM営業は何といても手軽であり、宛先や名前があれば相手の手もとに届くため、準備ができていれば1日に1千件や1万件の営業も可能となります。

「手紙営業」は、介護や医療業界では特にお勧めの営業手法です。電子メールとの違いは、準備に時間がかかるということと、封筒は会社専用か、なければカラー封筒を使用します。名前と住所は手書きです。手書きにすることで、先方の開封率が断然上がります。中身にも工夫が必要です。ただの案内ではなく、相手との関係によつては一筆箋をつけたり、名刺に一言コメントを書いたりします。

「FAX営業」。これほど手軽なものはないかもしれませんが、準備といつてもFAX番号のリストをそろえて送信する内容を作成するだけで簡単にできます。そしてなんといつてもコストが安いです。ITが進化する時代ですが、介護・医療業界ではむしろ、メールやSNSを活用するよりもFAXが慣れ親しまれています。なんと開封率は100%です。そして私の経験値です。200件に1件は反応があります。送る内容によっては反応率も上がり問い合わせ数も増加します。

4. メール営業

「メール営業」は手紙営業よりも手間がかからず、メールを常によく習慣のある人へのアプローチとしてはいい方法だと思います。メール営業にはメールアドレスの入手が必要です。このメールアドレスの入手にはかなり手間と時間がかかるにもかかわらず、返信率が低いのが難点です。開封率を上げるには、一度でも担当者と会っているのであれば、「件名：〇〇様 10月25日にお会いした×××の塚本です」「先日はありがとうございました」などと、件名に具体的な相手の名前やお礼を入れることで開封されやすくなります。

5. 紹介営業

訪問マッサージと居宅介護支援事業所の連携とはつまり「患者紹介」です。「紹介営業」とは、お互いの信頼のもとに自身のお客さんを相手に紹介するということです。私たち訪問マッサージ事業所が何度もケアマネジャーに挨拶して、少しずつ関係構築ができれば、必要な患者さんを紹介してもらえるのも時間の問題です。しかし近年、訪問マッサージ事業所の数は増え続け、営業が増えたことでケアマネジャーの警戒心が高まり、新規患者獲得は難しくなっています。ケアマネジャーの立場からすれば、訪問マッサージ以外

に訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ、福祉用具店、訪問診療、訪問歯科など在宅におけるサービスのすべてが営業に訪れるわけですから、対応するのも一苦労です。

そこで重要なのが「信頼関係」です。ケアマネジャーと信頼関係をつくっていくためには、他の会社と同じことをやってもだめなのです。多くの会社では訪問することが目的になってしまっていますが本質は違います。**訪問することは紹介してもらうための手段であり、目的ではないのです。**なぜ訪問するのか、訪問する理由と目的を改めて「言語化」しなければただの訪問営業マシーンになってしまいます。なぜ患者さんを紹介してもらえるのか。少し考えてみれば理由は明確です。ケアマネジャーが訪問マッサージの良さを理解してくれて、受け持ちの利用者さんの課題とマッチングさせてくれたからです。ケアマネジャーが、私たちのことを信用・信頼してくれたからです。「ケアマネジャーの訪問マッサージへの理解と知識が不可欠であり、かつ信用・信頼を重ねる必要がある。そのためにはやはり何度も直接会うことが一番効果的だろうと予測されるので訪問する」というサイアンスの法則(人は会う回数を重ねることで信用度がある程度まで上がる)の通りです。経営者は、ここまでしっかりと**言語化とロジックで部下に伝えること**ができていないでしょうか。ただ命令や指示をするだけでなく、納得や理解を促すことが重要です。

訪問マッサージ師向けレセプト発行管理システム

RecePro(R-up)

Receipt Management System for Rehabilitation

受領委任制度レセプト出力に対応 訪問マッサージレセコンの決定版

充実の機能搭載レセコン

1

往療距離の算定

訪問スケジュールを入れれば、往療距離を自動的に計算！レセ Pro は訪問予定を入力するだけで距離を計算し往療料を算定します。

2

お礼状の作成

医師へのお礼状もテンプレートで簡単作成！大切なドクターへのお礼状も自動作成できます。後回しにしてしまって、書類がたまってしまってもなくなります。

3

請求書・領収書の作成

領収書の発行もラクラク！別のシステムに入力する手間や手書きで時間を費やす必要はありません。

4

要加療期間

同意書の期限をリスト化！期限切れのチェックも簡単！再同意の時期を的確に把握することができます。



※総括票・往療明細については一部未対応です。

導入しやすい価格で
コスト削減をサポート

レセ Pro(R-up)はクラウド型の月額利用方式です。リース契約や解約の際の多額の費用がかかたりしません。月額なので気軽にご利用いただけます。

月々 11,000円から 例) マッサージ師1名 拠点1カ所の場合 初期費用 126,500円(税込) 月額利用料 11,000円(税込)

※アカウント数+マッサージ師拠点数課金の月額制です。※初期費用には初期導入費・登録手数料が含まれています。



訪問マッサージ師向け
レセプト発行管理システム

RecePro(R-up)



無料体験版のお申し込みはこちら



http://www.up-sys.co.jp/recepro/recepro_rup.html

provides the highest quality
up system

株式会社アップシステム 東京都千代田区神田淡路町 1-13

03-3254-1009 (平日 10:00 ~ 18:00)

請求業務の為の、 まさにプロフェッショナルレセコン



※システム毎に課金方法が異なります。

ReceProシリーズのメリットとは？

1 費用が安い

バージョンアップ時や更新時に費用がかからない。これまで、OSのバージョンアップや、システムの更新時、リースアップ時などにかかっていた費用が節約できます。

2 維持・管理が簡単

最新のアプリケーションや料金改定に伴うバージョンアップ。保険者変更、区画整理などによる郵便（住所）マスタの更新が自動的に行われます。インストールの手間は一切ありません。

3 高セキュリティ

24時間365日の無停止サーバをご用意、大手医療機関、銀行などにおいて多数の実績があるデータセンターにお客様の大切な情報を保管しています。

4 災害・緊急時に強い

地震・津波・火災などの自然災害にも対応。データの保護はもとより、回線に関しても二重化されているので安心です。実際、東北の震災でパソコンが壊れてしまったお客様にも感謝いただきました。

5 充実したバックアップ

災害に強い地域を厳選し、3ヶ所でバックアップを行っています。もちろん遠隔地を含めていますので、もしもの時でも安心です。



創刊号 売り切れ

- 柔整請求団体の現状と課題 ● 他店舗展開に成功そのノウハウと秘訣
- 不正請求の実態 ● 手技療法家のための賠償責任保険

第2号 売り切れ

- 整形外科医から見た柔整師 ● 不正請求の実態2
- 不正請求の実態 ● 手技療法家のための賠償責任保険

第3号 売り切れ

- 不正請求の実態 ● 手技療法家のための賠償責任保険
- 不正請求の実態 ● 柔道整復試験別回

第4号 売り切れ

- 個人情報保護法一治療院での対応 ● 覆面座談会
- 不正請求の実態5 ● 患者アンケート ● 増設職員のためのマル秘テクニック

第5号

- 覆面座談会 行きたい行きたくない治療院 ● 不正請求の実態3
- 不正請求の実態4 ● 柔道整復試験別回
- 個人情報保護法一治療院での対応 ● 覆面座談会

第6号 売り切れ

- 不正請求の実態5 ● 患者アンケート ● 増設職員のためのマル秘テクニック
- 院内デザインの奥義 ● ホームページの活用とポータルサイト

第7号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第8号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第9号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第10号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第11号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第12号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第13号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第14号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第15号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第16号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第17号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第18号

- 節税対策と資産形成 生命保険の活用...前編 ● 続・院内デザインの実際
- 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

バックナンバーの購入は各号、1冊1,100円(税込)+送料+手数料300円(会員は送料+手数料は無料)です。ご希望の方は下記までお申込み下さい。在庫数に限りがあるため、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。売り切れになっている号につきましては会員限定で、モノクロ(1頁30円+送料別)またはPDFファイル(1冊500円+CD-R代+送料別)にてお分けいたします。

お問合せ先・〒101-8691日本郵便株式会社 神田郵便局 郵便私書箱53号『ひーりんぐマガジン』編集部
TEL 03-5296-9061 FAX 03-5296-9056 <http://www.e-shugi.jp/>

第19号

- 食育と手技療法、後期高齢者医療制度とその裏側 ● 第16回合格者発表
- モンスターエイジェントの実態 ● 広告宣伝の効果と具体例~折込チラシ編

第20号

- モンスターエイジェントの実態 ● 広告宣伝の効果と具体例~折込チラシ編
- 超多忙の年末に備える! ● 手技療法業界の将来を読む

第21号

- 超多忙の年末に備える! ● 手技療法業界の将来を読む
- 大坂気質に学べ!不正請求キャンペーンなど読者返す ● 業界初!入金明示の請求会社

第22号 売り切れ

- 大坂気質に学べ!不正請求キャンペーンなど読者返す ● 業界初!入金明示の請求会社
- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表

第23号 売り切れ

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第24号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第25号 売り切れ

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第26号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第27号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第28号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第29号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第30号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第31号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第32号 売り切れ

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第33号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第34号 売り切れ

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第35号

- 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表
- 新型インフルエンザ対策などにみる院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第36号

- どうなる療養費改定? ● 正しい交通事故対応法
- 続・どうなる療養費改定? ● 要注意!手技による事故増加

第37号 売り切れ

- 続・どうなる療養費改定? ● 要注意!手技による事故増加
- 手技療法家になりました ● 「シリーズ 増!」柔整師かあるべし!

第38号

- 手技療法家になりました ● 「シリーズ 増!」柔整師かあるべし!
- 柔整・あはき施術の療養費の一部改正 ● 第21回国試合格者発表

第39号

- 柔整・あはき施術の療養費の一部改正 ● 第21回国試合格者発表
- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング

第40号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第41号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第42号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第43号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第44号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第45号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第46号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第47号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第48号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第49号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第50号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第51号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第52号

- DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング
- 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第53号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第54号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第55号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第56号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第57号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第58号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第59号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第60号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第61号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第62号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第63号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第64号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第65号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第66号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第67号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第68号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第69号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第70号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第71号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第72号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第73号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第74号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第75号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第76号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第77号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第78号

- その道のプロに聞く ● 第25回国試合格者発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用
- 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療院の新たなアプローチを考える

第79号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

第80号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

第81号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

第82号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

第83号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

第84号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

第85号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

第86号

- 『第27回 国家試験合格者発表』 ● 厳しさを手技療法業界とサバイバル ● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員
- 平成30年衛生行政報告例 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44%

「ひーりんぐマガジン」は2003(平成15)年10月24日に創刊号が発行されました。この年は柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資格試験や免許証の発行が都道府県知事から厚生労働大臣へ移管され、国家試験が実施されてから10年目の年で、手技療法業界にあった徒弟制度も薄れてゆく時期でした。

そんななか将来的な治療院の増加を見越し、生き残るためには治療院は旧態依然とした体質から近代的な経営・運営への転換が必要と感じ「次代を見据え、手技療法ビジネスを応援する専門情報誌」を標榜し、ひーりんぐマガジンを創刊しました。

創刊当初、編集部には手技療法家から「治療はビジネスではない」「業界を知らずして偉そうに語るな」などとの抗議の電話が鳴り止みませんでした。一方で、本誌を毎号教材として院内教育を続けていた院長もいるとも聞きました。

創刊以来20年が経過し、ひーりんぐマガジンも81号を数えました。今の治療院は外観、経営、労務管理もしっかりなされ、ほとんどが近代化され治療機関として確立されています。多店舗化も進み個人院から会社へと転換し、上場する治療院も出てきています。保険請求の厳格化や同業者の増加にびくともしない体制の院も数多く見受けられます。

この20年間で紙媒体の「ひーりんぐマガジン」の目的はほぼ達成されたものと私たちは考えました。私たちは次のステップとして「Webひーりんぐマガジン」に移行することを決断いたしました。紙媒体の「ひーりんぐマガジン」は本号81号(秋号)でピリオドを打ち、2024年に「Webひーりんぐマガジン」に移行することにしました。

20年間、特集記事やインタビュー記事などで、取材を快くお受けくださった諸先生方、コラムを何年にもわたり執筆していただいた各業界の方々や先生、本来はお一人ずつお名前を記して御礼すべきところですが、本ページで感謝を申し上げます。また、本誌に広告掲載していただいた企業様、本誌をご購読いただきましたNPO法人日本手技療法協会会員の皆さまや愛読者の皆さまに衷心より感謝申し上げます。

20年間のご愛顧を深く感謝するとともに、「Webひーりんぐマガジン」をなにとぞよろしく願いたします。

2023年10月

発行：一般社団法人全国療養費支払機構

編集：NPO法人日本手技療法協会

編集長：佐藤吉隆

2024年



ひーりんぐマガジンは
「Webひーりんぐマガジン」へ
移行します

あなたの施術を保障します

会員保障制度（賠償責任保険適応）

店舗か出張か、保険診療か自費診療かを問わず、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険適応）により保障金をお支払します。

クレーム対応相談

クレーム初期から電話で相談できるので安心です。
相談先を確保するだけでも「どうすればいいかわからない」がなくなります。

利用者は全国に25,000人！

蓄積されたノウハウを元に様々な事例に対応が可能です。

- 事例1) 鍼治療が原因の気胸になり入院していると患者様のご家族から連絡を受けた。
- 事例2) お灸が原因で熱傷を負わせてしまった。
- 事例3) 腰部の施術後、ベッドから起き上がれなくなり救急車で病院に搬送した。
- 事例4) 施術中に胸部から異音がし、検査の結果、肋骨骨折が判明した。
- 事例5) 柔整師の誤診による不適切な処置により手術が必要になった。
- 事例6) 言いがかり的なクレームで4,000万円を請求され裁判になった。
- 事例7) 治療院の看板が倒れ、駐車していた自動車にキズをつけてしまった。など

会員種別等のご案内

手技療法家（国家資格者）対象

会員種別	年会費	対人保障限度額	免責額
正会員 A	13,000円	1億円（1事故）	1万円（1事故）
準会員	11,000円	2千万円（1事故）	1万円（1事故）

民間手技施術家（整体師・学生等）対象

会員種別	年会費	対人保障限度額	免責額
正会員 B	18,000円	1億円（1事故）	3万円（1事故）

※上記会費は会員1人あたりの金額です。

※本会が認定する国家資格は柔道整復師・鍼師・きゆう師・按摩マッサージ指圧師の4資格となります。

※入会金および保険料は無料です。会費以外の経費は掛かりません。

資料請求・ご質問等はお気軽にお問い合わせください！

TEL: 03-6281-8188 受付時間：平日10:00～18:00



Japan Healing Association

一般社団法人 日本治療協会

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋SSビル2階

TEL: 03-6281-8188 URL: <https://www.jha-shugi.jp/>